

令和7年12月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和7年12月3日（水）

令和7年12月16日（火）

令和7年12月18日（木）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和 7 年12月 3 日 (水)	7 頁
令和 7 年12月16日 (火)	15頁
令和 7 年12月18日 (木)	89頁

令和7年12月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	12月3日(水)	委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第2日	12月16日(火)	審査日程の決定 スポーツ文化部審査 議案乙第29号、報告第20号・第21号 〔説明、質疑〕 報告(スポーツ振興課) SAGA久光スプリングスの冠試合について 〔報告、質疑〕 健康福祉みらい部審査 議案乙第29号、議案甲第60号～第62号・第68号 〔説明、質疑〕 報告(こども育成課) ひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化について 〔報告、質疑〕 教育部審査 議案乙第29号・第33号、議案甲第65号～第67号 〔説明、質疑〕 報告(学校教育課) 鳥栖市立小中学校における夏季休業の期間延長について 〔報告、質疑〕

日次	月 日	摘 要
第3日	12月18日（水）	<p>現地視察 社会福祉会館（元町） サガン鳥栖U-15練習場（宿町）</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第29号・第33号、 議案甲第60号～第62号、第65号～第68号 [総括、採決]</p> <p>附帯決議 議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号） に対する附帯決議 [採決]</p> <p>文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件 [採決]</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和7年12月16日付託]

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)	[可決]
議案甲第60号鳥栖市社会福祉会館条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第61号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第62号鳥栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	[可決]
議案甲第65号工事請負契約の締結について	[可決]
議案甲第66号工事請負契約の締結について	[可決]
議案甲第67号工事請負契約の締結について	[可決]
議案甲第68号指定管理者の指定について	[可決]

[令和7年12月18日 委員会議決]

2 委員提出議案

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)に対する附帯決議	[可決]
--------------------------------------	------

[令和7年12月18日 委員会議決]

3 報告

SAGA久光スプリングスの冠試合について(スポーツ振興課)
ひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化について(こども育成課)
鳥栖市立小中学校における夏季休業の期間延長について(学校教育課)

4 その他

委員長の互選	[令和7年12月3日互選]
副委員長の互選	[令和7年12月3日互選]

委員席の指定

[令和7年12月3日指定]

文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件

[継続審査]

[令和7年12月18日決定]

令和7年12月3日（水）

1 出席委員氏名

年長委員 成富牧男

委員長 中川原豊志

副委員長 田村弘子

委員 永江ゆき

委員 山下繭美

委員 西依義規

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

4 日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

5 傍聴者

なし

6 その他

なし



午後 1 時35分再開

中川原豊志委員長

再開します。

委員の席につきましては、ただいま御着席いただいている席を指定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員の席につきましては、この席で決定をいたします。



中川原豊志委員長

本日は、これをもって委員会を散会いたします。

午後 1 時36分散会

文教厚生常任委員会委員席表

中川原豊志委員長

○



田村弘子副委員長 ○

西依義規委員 ○

永江ゆき委員 ○



○ 成富牧男委員

○ 緒方俊之委員

○ 山下繭美委員



令和7年12月16日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 田村弘子

委員 成富牧男

委員 永江ゆき

委員 山下繭美

委員 西依義規

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 吉田忠典

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 犬丸喜代子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 有馬健次

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 立石光顕

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 大石美由紀

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下村志保

こども育成課長兼こども家庭センター長 高松隆次

こども育成課保育幼稚園係長 井手義恵

こども育成課子育て支援係長 古川征志

こども育成課長補佐兼こども家庭センター長補佐兼こども家庭相談係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 松藤真由美

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長 井ノ上克子

健康増進課長補佐兼健康づくり係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 古賀達也
スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長 小川智裕
スポーツ振興課スポーツ振興係長 小石基博
スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司
スポーツ振興課ホームタウン係長 安川直樹
文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子
文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美
文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長 久保山智博

教育部長 姉川勝之
教育総務課長 西木純子
教育総務課総務係長 眞子麻里耶
教育総務課教育支援係長 平島隆臣
学校教育課長 井手崇雄
学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事 権藤暢道
学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美
学校給食課長兼学校給食センター所長 岡本澄久
学校給食課学校給食センター係長 小森俊介
学校給食課学校給食センター係総務主査 原田浩子
生涯学習課長兼図書館長 久家喜男
生涯学習課参事 栗山英規
生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長 豊増裕規
生涯学習課長補佐 島孝寿
生涯学習課生涯学習推進係長 田中美香
生涯学習課文化財係長 大庭敏男
生涯学習課図書係長 中溝雄二
生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長 佐藤臣久

4 出席した議会議務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

報告第20号専決処分事項の報告について

報告第21号専決処分事項の報告について

[説明、質疑]

報告（スポーツ振興課）

SAGA久光スプリングスの冠試合について

[報告、質疑]

健康福祉みらい部審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第60号鳥栖市社会福祉会館条例の一部を改正する条例

議案甲第61号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

議案甲第62号鳥栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案甲第68号指定管理者の指定について

[説明、質疑]

報告（こども育成課）

ひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化について

[報告、質疑]

教育部審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第65号工事請負契約の締結について

議案甲第66号工事請負契約の締結について

議案甲第67号工事請負契約の締結について

[説明、質疑]

報告（学校教育課）

鳥栖市立小中学校における夏季休業の期間延長について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

ら保健体育債の増額、こちらが2,490万円でございます。

これらを相殺いたしまして、保健体育債は8,580万円の減額補正となっているところでございます。

以上で、歳入に関する御説明を終わらせていただきます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

2ページを御覧ください。

続きまして、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算では、佐賀県人事委員会勧告に基づく給与月額引上げ、期末勤勉手当の引上げ等による給与改正及び人事異動等を伴う補正となっており、職員の給料、職員手当等、共済費、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費について補正を行っております。この部分につきましては、それぞれの課でまとめて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の節1報酬から節4共済費につきましては、人事院勧告による給与改正及び人事異動等を伴う文化芸術振興課職員10名及び市民文化会館における会計年度任用職員2名分の補正でございます。

次に、目7定住・交流センター費の節1報酬及び節3職員手当等につきましては、サンメッセ鳥栖における会計年度任用職員7名分の補正でございます。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

続きまして、3ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、こちらにつきまして御説明させていただきます。

節2給料から節4共済費、こちらにつきましては、スポーツ文化部長及びスポーツ振興課職員合計13人分の給与改正及び人事異動に伴うものでございます。

節12委託料につきましては、委員会資料5ページをお願いいたします。

事業名、地域交流推進事業、目的につきましては、民間企業からの寄附の申出に伴い地域交流推進事業を行い、サガン鳥栖のホームゲームの機会を通じた交流の促進及び地域の活性化を図るものでございます。

事業内容といたしましては、2026-27シーズンからのシーズン移行に向け2026年前半、期間といたしましては2026年2月から同年6月、こちらに開催されます特別大会において、下記の事業を行うものでございます。

1つ目が、ホームゲームにおける冠試合の開催でございます。2つ目が、ホームゲーム観戦促進事業、サガン鳥栖のホームゲームをグループ観戦できるシートを確保し、市民の観戦促進を図るものでございます。また、補正額の財源内訳でございますが、民間企業からの寄附の申出に伴

うものでございますので、その他、企業版ふるさと納税を活用したものととなります。

3 ページにお戻りください。

節18負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては、市スポーツ協会事務局で雇用している職員の給料に関し、市の会計年度任用職員、こちらの給与を準用しており、同協会への補助金を増額するものでございます。

その下、サガン鳥栖U-15活動環境整備支援事業補助金につきましては、6 ページをお願いいたします。

事業名、サガン鳥栖U-15活動環境整備支援事業、目的といたしましては、民間企業からの寄附の申出に伴い、サガン鳥栖U-15に対する活動環境整備支援を行い、本市のプロスポーツの振興を図るものでございます。

事業内容といたしましては、サガン鳥栖U-15の活動環境の整備（移動用のマイクロバス）、こちらに対し、補助金を交付するものでございます。

補助率、補助金額につきましては、記載のとおりでございます。また、補正額の財源内訳でございますが、民間企業からの寄附の申出に伴うものでございますので、その他、企業版ふるさと納税を活用したものとなっております。

なお、本事業は、現在佐賀県がSSP構想の下に支援を行い、本市も協力しておりますサガン鳥栖U-15練習環境整備に併せ行うものでございます。サガン鳥栖U-15練習環境整備におけるグラウンドの整備につきましては、整備完了が令和8年3月、供用開始が令和8年4月の見込みとのことでございます。

3 ページへお戻りください。

目3 体育施設費について、御説明させていただきます。

節1 報酬及び節3 職員手当等につきましては、体育施設における会計年度任用職員21人分の給与改正に伴うものでございます。

節14 工事請負費、こちらにつきましては7 ページをお願いいたします。

事業名、スタジアム周辺防災照明灯設置等事業、目的といたしましては、民間企業からの寄附の申出に伴いスタジアム周辺の防災照明灯の設置を行い、サガン鳥栖のホームゲーム開催時の利便性の向上及び防災力の向上を図るもので、併せて環境負荷軽減の観点から、老朽化が進んでいる既設外灯のLED化を図るものでございます。

事業内容といたしましては、スタジアム周辺防災照明灯設置工事として、鳥栖駅西広場を含むスタジアム周辺に防災照明灯を設置するもので、設置箇所につきましては案に図示をいたしております。

スタジアム街灯LED化事業につきましては、既存外灯のLED化で、設置箇所につきましては

は同じく図示のほうをさせていただいております。また、補正額の財源内訳でございますが、歳入で御説明いたしました市債、脱炭素化推進事業債と、あと民間企業からの寄附の申出に伴うものでございますので、その他、こちらが企業版ふるさと納税を活用したものとなっております。

歳出については、以上で御説明を終わらせていただきます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

令和7年度繰越明許費について、御説明させていただきます。

款10教育費、項5保健体育費、そのうちの地域交流推進事業につきましては、SAGA久光スプリングスホームゲームにおける冠大会パートナー協賛等の事業におきまして、ホームゲーム最終戦が4月まで開催される日程となったため、また、今定例会で補正をお願いしておりますホームゲーム観戦促進事業、こちらにおきましても特別大会が2026年2月から6月まで開催されることから、年度内の事業完了が困難なため翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

次に、市民弓道場改修事業及びスタジアム周辺防災照明灯設置等事業につきましては、工期が確保できず年度内の事業完了が困難なため、翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。御質疑等がございましたら挙手をお願いします。

西依義規委員

5ページのホームゲームにおける冠試合開催っていうのは、もちろん企業さんからこれに使ってくれていう打診があったんで使ってるんですけど、そもそもこういう方針が鳥栖市にあったのかどうか。

これ、企業版ふるさと納税をもらわんでもやる予定なのか、もらわんやったらやらなかったのか、そこはどうですか。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

こちらの特別大会につきましては、まだ検討段階では詳細が不明だったところもございます。方針としてするか、しないかっていうところをどうしようかというときに、こちらのほうの寄附が頂けるということで、寄附のタイミングと合せて検討を行ったところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

過去5年ぐらいに、このホームゲームによる冠試合開催は、鳥栖市としてどれぐらい関わってきたんですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

冠試合の実施につきましては、毎年度1シーズンに1回、行っております。

市制施行70周年のときに、特別に2回行う——昨年度は2回行いまして——本年度の2025シーズンは、サガン鳥栖支援という形で2回行っております。基本的には、1シーズンに1回行うということで過去は行ってきているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、これは前半の特別大会の冠であって、2026-27シーズンもまた別個に行うかもしれないということですか。それともこれが、毎年度の1回にカウントされるということですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

今回は、特別大会が2026年の2月から6月まで開催されます。それで、次のシーズンが2026年の8月から翌年6月まで開催されますので、今後の開催については、今、検討のほうを行っているところでございます。

基本的には、シーズンごとの1回を行うことと考えているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、市長がおっしゃってた1年間に限る支援とは、また別のものってということですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

2025シーズンに行った支援というのが使用料の免除とかユニホームスポンサー、そういったものについては、特別な1年限りということで考えているところでございます。

それ以外で、先ほど申したこの冠試合につきましては、毎シーズン1回は今までも行っているところでございますので、2026-27シーズン、夏から始まる分ですね、そちらについては、基本的には行う方向で調整をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

6ページのマイクロバスに関して、もちろん支援することは全然いい。これも企業版ふるさと納税を使ってなんですけど、ここまで行き着く、要は、もう手法まで限定ですよ。

例えば、U-15のために使ってくれやなくて、その中でも移動用マイクロバスに使ってくれっていう過程というか、決まっていく経緯をちょっと教えてもらっていいですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、寄附企業とチームのほうがもともといろいろ調整はされてあったとこ

ろでございます。その中で、一つの目的として移動用マイクロバスを、そちらのほうが2者で協議される中で上がってきておりまして、鳥栖市へ企業版ふるさと納税を行うということでございます。

マイクロバスを想定したところで2者でお話を進められてありまして、ふるさと納税の寄附の、先ほどと同じ、後の7ページに記載しておりますスタジアムの防災照明関係と合わせて御寄附を頂いたところでございます。今回、12月補正で上程をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

その中に、やっぱり鳥栖市も何か絡んでほしいっていうか、もちろん企業にとっては税金払わんでいいけん、鳥栖市さんに払ってそれを向こうに回してっていうことで税金対策にはなったんでしょうけど、本来、支援する側、される側の関係も必要なんで、その辺のがうまくいってるのかなっていうのを今の答弁を聞きよったら、もちろん、サガン鳥栖さんとスポンサーさんはいろいろしょっちゃろうけど、そこにやっぱり鳥栖市としてもしっかり入っていかんと。

要は、いくら指定があっても、一回もらって入ったら税金やけんですよ。それは、何でマイクロバス、あれ買ったんですかって我々も聞かれたときに、鳥栖市もそう思ったんでマイクロバスを買ったと言わんと、いや、2人でやって、マイクロバスが要るらしいよって。

うちは、要はお金を通過させただけよじゃあ、その辺本当に支援って言えるのかっていう話なんですけど。

あともう一つ、今後も市でこのU-15に対する支援をやっていこうと思われているのか、いいですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

もともと、U-15の練習場の整備は県のほうが企画をされてありまして、社会体育における育成の観点からということですので、本市といたしましても協力するというので、今、協力して整備に努めているところでございます。

今回、お話がありましたU-15の活動環境の整備の話につきましてもU-15の練習環境整備と一体的なものとして市としては考えております。それは、あそこで練習をされて、その成果を今度、九州各地とかまた遠征とか行かれますので、そういう意味で本市といたしましても県のほうが主体的に行われている社会体育の育成を補完するような意味合いで、練習場所はあそこであると。

その成果を今度発揮していただく、その支援という位置づけで、本市といたしましても考えているところでございます。

ひいては、U-15、U-18は全国的にも育成の面では、大変評価されているところですので、最終的にはプロスポーツの振興につながるという観点から本市としては寄附を頂きました。それか

ら、補助をすることと考えているところでございます。

今後につきましては、現段階といたしましては、今回限り、一回限りの補助ということで考えているところでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

関連なんですけど、このマイクロバスは購入されるんですよね。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、リースを予定されてあるということで聞いております。

以上でございます。

永江ゆき委員

これは、所有者はどうなるんですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらについては、U-15の主体であります株式会社サガン・ドリームスさんの所有になるものと考えて、すいません。あくまでリースになりますので、借り受けられるのがドリームスさんに。

すいません、訂正させていただきます。

永江ゆき委員

じゃあ、U-15のためにしか使えない感じなんですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

基本的には、U-15の遠征用の活動に資するもので使っていただくバスになります。

以上でございます。

成富牧男委員

私も関連してですけど、西依議員が言ったように、一つ計画性の問題ですね。

この寄附があったからこれ入れたのかって。この12月に、4月じゃなくて何で12月なのかわからないのがやっぱりありますね。

前も一回聞いたけど、今、少し幅が広がるとるみたいやけど、やっぱり補正というのは本来緊急のあるものやないといかんはずなんで、3月議会までもそんなに間がない、令和8年度事業に持っていっても別におかしくない、何でこの時点でするのかですね。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、一つが寄附をされる企業の会計の年度ですね、そちらによるものでございます。会計の締めがここになってるんでっていう、それに合わせたところでの先方のほうからの寄附となっているところでございます。

ですので、寄附を受け付けてそのタイミングで12月補正の、年度内での執行が必要になってき

ます。

以上でございます。

成富牧男委員

ということは、やっぱり新年度には計画としてはなかったってということですか。

年度当初ね、ごめん。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらについては、令和7年度の当初でこういう検討は行っていないところでございます。

成富牧男委員

そこはね、寄附があったらやりましょうみたいな感じのところが、さっきから言ってる原理原則で言えば、当初予算でその1年間の予算っていうのを基本賄えるごと——ごめんなさい、計画の裏づけとして予算があるわけだから——それが大原則だと思うけど、計画になかったやつを、そういう寄附があったからって。

これも一回言うたことあるけど、補正で上がると同時に、同じこの補正の中で繰越しの話が出るわけやろう、もう今年度中にはできませんのでみたいなやつが。

そこら辺が、やっぱり計画性の問題としてもおかしい、おかしいちゅうかもう少し主体的に臨むべきやないかなって、いっつもこれ思うっちゃんね、ほかのやつにもあるけど、そこんところはどうか。

古賀達也スポーツ文化部長

基本的には、予算の編成にあたりましては、計画性を持って編成するべきだというふうに思っております。

今回、12月補正で、それぞれの考え方の中で、例えば地域交流推進事業は2月から大会が始まりますので、タイミングとしては12月補正で予算を提案させていただいたところでございます。

また、今、いろんな面でそれぞれの事業の中で、必要な時期に予算として御提案をさせていただきたいというふうに思っております。

本来、計画的に予算を編成して、御提案を申し上げるのは当然でございますけれども、それぞれ必要に応じたところで議会に御提案を申し上げたいと思います。

以上でございます。

成富牧男委員

これで最後ですけど、結局、西依委員が言ったように、これ寄附がなかったらせんやったっちゃうことですか。

古賀達也スポーツ文化部長

当然、先ほどの特別大会の分は、改めて特別大会が、今回、来年の2月から開催されます。

まだ具体的な大会の内容とかスケジュール感というのはお示しをされてませんでしたので、何らかの形で対応というようなどころはありましたけれども、今回、寄附を頂いたことでその寄附の活用として提案したところでございます。

また、防災照明灯の部分は新たに寄附を活用して4,000万円で設置をいたしますけれども、こちら夏の市民デーのとき——ナイトゲームですね。そういう通路等がやはり暗かったという、寄附者が見られて思われたのと、あと、県内のほかの自治体にもこういう防災照明等を寄附されております。

そういった観点で、そういう防災照明を設置していただきたいというところでの寄附を頂いたところで、そういう趣旨にのっとって補正をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

これ最後になりますけど、さっきから西依委員が言ってた鳥栖市の主体性が感じられんですね。

うちはこういう計画を持っていますので、例えば財源だけが入れ替わったじゃないでしょうが、これ。財源の内訳が変わっただけじゃないですよ。

だから、そこんところをちゃんとせんといかんのではないかと、やっぱり原理原則をまずしっかり押さえてから、例外もあるみたいになんか古賀部長からお話がありましたけど、やっぱり財政運営の原則とかそこら辺をもっと大事にしてほしいなと思います。

以上で、終わります。

西依義規委員

4ページの繰越明許の、市民弓道場の改修事業の繰越理由をもう一回聞かしてもらっていいですか。

あと、当初予算9,900万円ぐらいやったか、何で1億300万円か、その内容も。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、工期の確保が困難なためということで御説明させていただいております。それにつきましては、当該工事のほう令和5年度に設計を行っております、発注にあたりまして工事単価の見直しが必要であったために、その単価の見直しに時間を要したところでございます。

あと、金額につきましては、工事監理費、その分が生まれてこちらへ繰り越す金額とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

当初は、何月始めて何月終わる予定が、今回の繰越で何月で何月になったんですか。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

当初の計画では、8月ぐらいに発注をしまして、それで年度内の工期完了を目指しておりました。

ただ、今、課長のほうからございましたけど、単価の入替えとかその他諸々に時間を要しまして、今のところ12月議会で議決いただいた後に、1月からすぐ動き出しまして来年の、令和8年度の8月完了を目指しております。

この件に関しては弓道連盟と、一番利用されている連盟さんとは調整を図りながら進めております。

以上でございます。

西依義規委員

遅れたから繰り越しますは、いいんですけど、まず予定の目標があったわけでしょう。

それで、当初予算を通したんでしょう、年度内に終わりますって言って。その単価の見直しの、例えばその作業が複雑だったとか人手が足りんやったとか、何が理由で、それとも業者の計算が遅かったとか、もうちょっと教えてもらっていい。

遅れたら遅れたって、ああ、繰り越しますなら、もうそんな予算、何もあったこっちゃないけん。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

単刀直入に申し上げます。人がいなかったということで遅れたということでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

防災照明のページの説明をもうちょっと詳しくしてもらえませんか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

スタジアム周辺防災照明灯設置等事業、こちらについて御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、事業といたしまして2つ、工事としてはございます。

まず一つ目が、スタジアム周辺の防災照明灯設置工事でございます。こちらにつきましては、先ほど部長が申し上げましたが、市民デーのときにちょっと暗かったという、そういうところがございましたのでこれがスタジアムのところの丸印のほう为新設箇所になります。

主にスタジアムのスロープ周辺が試合終了後になりますと大変人が混み合うようなところでございます。そういったところで、ちょっと暗かったと寄附者のほうが見られて思われましたので、こちらが、ふるさと納税の寄附を活用して設置をすることといたしております。

それと、あとスタジアムの外灯LED化事業、こちらにつきましては、設置箇所のほうが39か所で、令和8年度にもともと実施を検討していたところではございますが、今回、スタジアム周

辺の防災照明灯の設置を行いますので、併せて、前倒しをさせていただきますして実施をさせていただきますようにいたしております。こちらにつきましては、既存の分をLED化させていただきます。

あと、防災照明の内容につきまして、御説明をさせていただきます。

こちらについては、ソーラーパネルによる発電ですね。それで、特段電源を引っ張ってそれで行うんじゃなくて、ソーラーパネルで発電して、蓄電池を内蔵しておりますのでそれによる街路灯の役割を果たすものでございます。

こちらにつきましては、スマホとかの充電が可能なものとなっております。災害時とかで電気が止まったとしても、ここから充電が可能なものということで、防災の機能を含んだ街路灯です。

あともう一つが、鳥栖駅西広場、こちらのほうにもそういった意味でいくと、万が一一大規模災害が起きて電気が止まって列車等が動かないようなときとか、こちらのほうに避難される方とかもおられると思いますので、そういった方もここで充電ができる、そういう意味合いから、こちらに設置を検討したところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ということは、大きく分けたら街路灯なわけ、防災時に役立つ街路灯みたいな、大まかな理解はそれでよろしいでしょうか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

防災的にも活用できる、日常的には街路灯の意味合いです。もともと暗いところに設置をするということで、そういう意味合いがございませう。

以上でございます。

緒方俊之委員

防災照明なんですけれども、毎日暗くなったら常に、ついてるんですよ。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

この防災照明と既設の照明、こちら自動点滅と申しまして暗くなったらセンサーが反応して自動的に点灯するということになるかと思ひます。だから暗くなれば、冬場であれば当然早くつきますし、夏場になると遅い時間につくような形で、自動で点灯すると思ひていただいて結構でございます。

以上でございます。

緒方俊之委員

そうしたら、これ図面で見ると、めちゃめちゃあるじゃないですか。

何もないところに、常にこうこうと明るいつつことですよ。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

既設の照明に比べて、今回の防災照明というのは若干明るさの部分では劣ると申しますか、イメージしていただいていたきたいのが、1灯当たり60ワットの電球、あれが2つぐらいつくような、そういうイメージですね。だから、こうこうという形にはちょっとならないかなと。

ただ、今まではちょっと暗いというような御指摘もございましたので、それが解消できるぐらいの明るさは確保できるというふうに考えております。

以上でございます。

緒方俊之委員

スタジアムのところ、何もあつてないときに何であそこいつもこうこうと明るかかかねってならんかなあつてイメージしてですね。

ついた後のふだん何もないときのイメージがちゃんとされてあるなら、近隣の人からも明る過ぎるとか、そがんとはシミュレーションしちゃつとかなと思ひまして。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

実は、スタジアムの周りは意外とウォーキングであつたり、通勤等で使われている方もいらつしゃいます。

御指摘としていただいているのは、暗いけんもうちょっと明るくしてほしいというふうな御指摘があつてまして、恐らく明る過ぎるからつてというようなことはないのかなつて思つてます。もし、そういった御指摘があれば、それはこちらで対応をさせていただきたいと思つております。

以上でございます。

永江ゆき委員

関連なんですけど、17か所取り付けられるというふうには書いてあるんですけど、工事が必要ということですか。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

防災照明に関しましては、一定掘りまして、そこに基礎を置いて、多分コンクリートとかで固めて、安定させて建てるというようなイメージで、さっき課長も申しましたけど、商用電源は一切要りませんので、その一本一本のところ完結するようなイメージで考えていただければいいかなと思つています。

以上でございます。

永江ゆき委員

今、計算したら1本230万円ぐらいになつたんですけど、工事費とその物つていう（発言する者あり）……。ああ、全部で20本。じゃあ、ちょっと安くなりますね。

じゃあ、一つの工事と物つていうのの内訳つて分かりますか。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

細かい内訳まではちょっと把握しておりませんが、工事費込みで一本当たり200万円程度ということ聞いております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

[発言する者なし]

ちょっと私から一つだけよか。

特別試合って書いてあるやないですか——ああ、特別大会か。2月から6月までの。この辺の詳細、分かる範囲で教えてもらえんやか。

例えば、Jリーグ同士ですんのか、違う大会なのか、もしくは、それが何試合ぐらいあるのかってところの、分かる範囲でちょっと教えてもらえんですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらの特別大会につきましては2026年の、現状では2月7日から6月7日まで開催ということとされております。それで、基本的には秋春制以降に実施されるので、短期リーグということとされます。

それで、基本的にはリーグと同じようにホームアンドアウエー方式ですね。こちらでやって、また相手チームのほうに行くと。

J1が一つのくくりで、あとJ2とJ3の大きく2つのくくりで行います。それで、J2、J3につきましては、またそれを東西南北に分けられるということとございます。10チームですね。

サガン鳥栖に関しまして御説明をさせていただきますと、九州のチームで、こちらがギラヴァンツ北九州、サガン鳥栖、あとロアッソ熊本、大分トリニータ、テゲバジャーロ宮崎、鹿児島ユナイテッドFCとFC琉球の九州のJ2、J3のクラブ、それと山口ですね、レノファ山口FCとガイナレ鳥取とレイラック滋賀FCっていうJ3ですね。J3に今回上がってきたチームの合計10チームで競うこととなっております。ホームアンドアウエーですね。

あと、この大会でのカテゴリー間の昇格は、ここで優勝したけんが上に上がるとかそういったものはない大会となっております。

それで、地域リーグ、先ほどの10チームでの分につきましては、90分で勝敗の決着がつかない場合については、PK戦で行うということと、必ず勝敗を決める形となっております。

現段階では、こういうふうな情報で把握をさせていただいております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

成富牧男委員

さっき答えが出とったかもしれんけど、6ページのサガン鳥栖U-15活動環境整備支援事業補助金、これリースということやったですよね、リース。まず、これは来年度以降はどうなるっちゃうことですか。

さっき答えが出たかもしれんけど、もう一度教えてください。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

リースにつきましては、今、考えているのが長期の分の一括での支払い、それに対する補助ということで考えております。今回限りの分でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今回限りの補助ということについて、補助は今回限りなの。

それで何年間。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

その点はチームと調整中でございます。

こちらの補助としては、今回の一回限りの補助でございます。

成富牧男委員

今のは、補助をこれだけやるけん後はあんたんとところで考えりい、みたいな意味。

あんたっちゃうのは補助を受けたところで。どういう意味かな。マイクロバスのためについていうのは、はっきりしとるわけやろう。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、マイクロバスを想定したところで、今、調整をさせていただいております。

成富牧男委員

今、もう議案で出しとるとよ。予算出しとるとよ、そして、今、審議しよるとよ、ここで。

なのに今から、まだ詳細は決まっていせんって。今からですっちゃうのは、ちょっとあり得んと思うけど。

もう来年にしとかんね、来年度予算に。3月予算。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、今、調整をさせていただいているというのは、マイクロバスを当然想定はしてると。

ただ、モデルチェンジとかが、今、あっているということで、すいませんが先ほどのような答弁になっておりますので、移動用のマイクロバスというのはそれを想定しているのはそういう意味で御説明をさせていただいておりますので、以上でございます。

成富牧男委員

要は、いろいろやり取りを今もしよるかもしれんけど、もう600万円よってということやろうもん。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、600万円が寄附額でしたのでそれを上限とした補助制度ということで、先方とは協議を進めております。

以上でございます。

西依義規委員

補助率、対象経費の10分の10はどういう意味ですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

仮に600万円で借りられたとした場合については、その分については、うちは全額補助に乗るという形です。

これが、800万円とかなっても上限は600万円ですので、600万円までは全額の10分の10の補助を行うという、そういう趣旨で記載をさせていただいております。

西依義規委員

その詳細な計算が、向こう側ができてないってことなんですか。何年とも言わんし、単年度幾らぐらいのリースかも言わんし、それなら、もう移動用マイクロバスって書かんならいいんじゃないですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらは、先ほど申しましたが、ちょっとモデルチェンジ等もありまして、今、その調整中ということでチームのほうから聞いております。

それで、おっしゃられるようにその点の調整を行っておりますが、いずれにいたしましても、寄附額の600万円を上限とした補助制度を行いたいと考えているところでございます。

西依義規委員

例えば、先ほどの電気やったら1本が200万円程度で、これが20本で4,000万円、ああ、そうかってなるじゃないですか。

こっちは寄附ですけど、これぐらいの寄附でマイクロバスをリースされるんだなあって思うじゃないですか。

だけど、何年とも言わんし、何人乗りのどういう車種も分からんでしょう。何でマイクロバスって書くんですか。もう、U-15を支援するけん600万円やります、なら何も言わないですよ。

マイクロバスって書くけんずっと聞くやないですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、移動用を今でも何台かお持ちであります。そこでいくと二十何人乗りの通常のマイクロバスを活用されてありますので、想定としては、二十何人乗りの通常のマイクロバスを想定しております。

大体、マイクロバスの市場価格というのが七、八百万円ぐらいという把握をしているところでございます。

すいません、御説明させていただくと二十数人乗りでチームが移動できる、そういうふうな移動手段に対して、想定としてマイクロバスが七、八百万円ぐらい市場価値がありますので600万円の補助をさせていただく。

それが、ふるさと納税を頂いた分で行わせていただくという形で、今回、御提案をさせていただいております。

以上でございます。

成富牧男委員

ごめんね、補助対象経費の10分の10となつとるけど、補助対象経費は何と何が補助対象経費になると。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

活動環境の整備に対するもので、想定として同様のマイクロバスを想定しているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

マイクロバスとか具体的に言うけん、またいろいろ聞こうごとになるとばってん。

その車両費、ちょっと正確な言葉は知らんよ、補助対象経費っていうたらいろいろ幾つか分かれとるものこのれだけが対象経費になりますとか言うやん。それに当たるやつは、リース費用の全部がそれに当たるっちゃうこと。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

U-15の活動環境の整備について、まずは移動用マイクロバスを想定しております。それ以外の分の環境整備っていうのも検討が必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

古賀達也スポーツ文化部長

寄附者の意向としては、移動用のマイクロバスというところでお話がありまして、一応、活動環境の整備で例示というか、移動用マイクロバスというふうに書かせていただいております。

今、西依委員や成富委員のほうから御意見がございましたけれども、U-15の活動環境の支援と
いうような観点から移動用マイクロバスを想定はしておりますけれども、そういう支援につながる
ような形で補助金を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

今、調整中とか話し合いよるとか言いよるけど、いつぐらいの契約を予定してあると。

古賀達也スポーツ文化部長

当然、補助金の交付になりますので、サガン鳥栖から申請があって交付については、一応、今
年度内での交付を考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

ごめんね、ちょっと詰めて聞くけど、今年度内っていっても結構あるよね、来年の3月なのか
今月なのか、来年の早めなのかいろいろあるけど、わざわざ12月に出すわけやろう、12月の補正
でね。そこんところ、もう少し明示できんと。

古賀達也スポーツ文化部長

予算の説明の中で課長のほうから申しあげましたけれども、U-15の練習場が、一応、3月の完
成で4月の供用開始でございます。

それに向けて、マイクロバスとかも当然考えられるんでしょうけど、いろんな備品とかそうい
う部分も新たに整備されることも想定されますので、それについては必要な部分の支援について、
早急にサガン鳥栖のほうと協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

最初マイクロバスだけかなあとと思ったら、今ずっと聞きよるといろいろ出てきようが。

マイクロバスは、リースで大体これぐらいやからこれぐらいっていう、金額の根拠は、もとも
とこれマイクロバスのリースのお金じゃなかったと。

ここに書いてあるとを見るとそういうふうにとれるっちゃけど。そうじゃなかったということ。

古賀達也スポーツ文化部長

先ほど申しあげましたけど、バス自体が大体1台が七、八百万円ぐらい想定されますので、そ
れを想定して600万円ぐらいを補助という形になっております。

以上でございます。

成富牧男委員

だから気になるったいね、補助対象経費の10分の10って言われるから、その補助対象経費はマ

イクロバス全体のリース料なのか。何が補助対象経費なのかということ。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

寄附者がチームのほうと協議をする中で、大体これぐらいというところで話があるところ
ろでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午後2時10分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後2時12分再開

中川原豊志委員長

再開します。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

先ほどからの御質問の分につきましては、U-15の活動環境の整備、こちらに使う形での補助を
させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

中川原豊志委員長

ほかございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で質疑を終わります。

中川原豊志委員長

暫時休憩します。

午後2時12分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後2時13分再開

中川原豊志委員長

再開します。



報告第20号専決処分事項の報告について

報告第21号専決処分事項の報告について

中川原豊志委員長

次に、報告第20号及び21号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。

2件まとめて報告をお願いします。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

専決処分事項の御報告でございます。

議案書69ページをお願いいたします。

報告第20号専決処分事項の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例第2条第5項の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

70ページをお願いいたします。

相手方といたしましては個人で、損害賠償額のほうは14万6,500円となっております。

概要といたしましては、令和7年7月6日午前11時頃、元町運動広場において、利用者が打ったボールが防球フェンスの破損箇所を通過して駐車中の相手方所有の自家用車に直撃し、後方左側バンパーを損傷したもので、施設の管理瑕疵に基づく損害賠償でございます。

続きまして、議案書71ページをお願いいたします。

報告第21号専決処分の報告について、先ほどと同様でございますが、地方自治法第180条第1項の規定により鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

72ページをお願いいたします。

相手方は東興産業株式会社九州営業所で、損害賠償額は6万3,250円、概要といたしましては令和7年8月6日午後2時頃、鳥栖市民球場において、市職員が作業中に相手方所有の受光器を転倒させ破損したもので、事故に基づく損害賠償でございます。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

健康福祉みらい部

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

これより、健康福祉みらい部関係の議案の審査を行います。

まず、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

立石光顕高齢障害福祉課長

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、健康福祉みらい部関係分について文教厚生常任委員会資料に基づき説明いたします。

なお、今回の補正予算では、人事院勧告等に基づく給料月額及び期末勤勉手当の引上げによる給与改定及び人事異動等に伴う補正となっており、職員の給料、職員手当等、共済費、会計年度職員の報酬、職員手当等、共済費について、歳入、歳出それぞれ補正を行っております。この部分につきましては、各課まとめて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金の鳥栖・三養基地区障害支援区分認定審査会運営費負担金につきましては、人事院勧告等に伴う会計年度任用職員1名分の人件費の増額分を構成市町に負担割合に応じて御負担いただくものでございます。

次に、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金及びその下の障害児施設措置費負担金につきましては、昨年度分の精算に伴う追加交付及び本年度給付費の増加に伴う国の負担分で、負担割合は2分の1でございます。

高松隆次子ども育成課長兼子ども家庭センター長

節2児童福祉費国庫負担金の児童扶養手当費負担金につきましては、本年度の決算見込みによります国負担金の補正でございます。負担割合は3分の1でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、その下、節3生活保護費国庫負担金の自立相談支援事業費負担金につきましては、鳥栖市社会福祉協議会に委託しております自立相談支援事業におきましての人事院勧告による人件費の補正でございます。国の負担割合は4分の3でございます。

高松隆次子ども育成課長兼子ども家庭センター長

その次でございます、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、新たに実施します養育費確保支援事業費に関する国の補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

詳細は、歳出で御説明いたします。

次の、困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金につきましては、相談業務に従事します女性相談支援員の報酬への国の補助金で、人事院勧告による人件費引上げによります補正でございます。国の補助率は2分の1でございます。

次の妊婦のための支援給付費交付金につきましては、事業に従事いたします会計年度任用職員の報酬への国の補助金で、人事院勧告によります人件費等の引上げによります補正でございます。国の補助率は2分の1でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節3生活保護費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、人事院勧告による人件費の補正でございます。

国の補助率につきましては、事業の中で、生活保護適正運営体制強化事業及び生活保護適正化事業が補助率4分の3、被保護者及び生活困窮者就労準備支援事業が補助率3分の2となっております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

次の3ページをお願いいたします。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金のうち、子ども家庭センターなどの利用者支援事業に対する国庫補助金、次の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金、次の保健衛生費補助金につきましては、それぞれの事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

国の補助率は、子ども・子育て支援交付金が3分の2、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金が2分の1、母子保健衛生費補助金が2分の1でございます。

その下、項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金の石綿読影の精度に係る調査委託金につきましては、事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。国の補助率は10分の10でございます。

立石光顕高齢障害福祉課長

その下、款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2社会福祉費県負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金の増加に伴う県の負担分、負担割合は4分の1でございます。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金のうち、老人クラブ活動等事業

補助金につきましては、老人クラブの運営経費に対する補助金で、県の交付決定に伴う補正です。県の補助率は3分の2でございます。

また、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業補助金）につきましては、県の交付決定に伴う補正で全額が県補助となっております。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

その下の節2児童福祉費県補助金の妊婦のための支援給付費事業費補助金は、事業に従事いたします会計年度任用職員の報酬に要する県の補助金でございます。人事院勧告による人件費等の引上げによります補正でございます。県の補助率は4分の1でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

4ページをお願いいたします。

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金の健康増進事業費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、それぞれの事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

県の補助率は、健康増進事業費補助金が3分の2、子ども・子育て支援事業費補助金が6分の1でございます。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

その次でございます。款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の保育環境改善等補助金返還金は、令和2年度にコロナウイルス感染拡大防止支援事業補助金の交付を受け、感染拡大防止につながる環境整備として空気清浄機や消毒液などの物品の購入を行った認可外保育所、1施設が閉所したため、補助金を受けた事業者が国へ補助金の一部について返還を行うものでございます。

雑入といたしまして、事業者から返還していただく額を計上し、歳出で同額を国への返還金として計上しております。

林康司地域福祉課長

続きまして、歳出について御説明をいたします。

資料5ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節2給料から節4共済費までは、健康福祉みらい部長、地域福祉課6名、高齢障害福祉課20名、こども育成課14名、鳥栖地区広域市町村圏組合派遣職員12名、計53名の人事院勧告による給与改定及びその他の人事異動による補正でございます。

節10需用費につきましては、社会福社会館におきまして消防点検時に煙感知器の不具合の指摘がございまして、交換修繕について、2月までの改善対応を受けていることから今回補正をお願い

いするものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市社会福祉協議会補助金及びふれあいのまちづくり事業補助金におきまして、人事院勧告による社会福祉協議会への人件費の増額分でございます。

節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金において、人事院勧告による給与改定等及び人事異動による補正でございます。

立石光顕高齢障害福祉課長

続きまして、同じく5ページ、目2障害者福祉費、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、障害者支援係5名、障害児通園施設ひかり園4名、障害支援区分認定調査会1名、合計10名の会計年度任用職員分の人事院勧告等による報酬改定等によるものでございます。

節12委託料のうち、コミュニケーション支援事業委託料につきましては、講演会等への手話通訳者または要約筆記者の派遣を依頼するコミュニケーション支援事業につきまして、講演会等への派遣が増えていることから委託料を増額するものでございます。

その下、社会福社会館（身障センター）指定委託料につきましては、人事院勧告により指定管理者であります社会福祉協議会の人件費が増額となるため、委託料を増額するものでございます。

次に、節19扶助費につきましては、障害児施設給付費及び障害者自立支援給付費の増加に伴う補正でございます。

次に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和6年度障害児施設給付費等における国、県の負担金及び補助金の確定に伴う返還金及び令和元年度から令和5年度までの福祉サービス事業者の過誤請求及び不正請求分として返還された給付費の国、県への返還金でございます。

資料6ページをお願いします。

目3老人福祉費、節1報酬、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、高齢者支援係の会計年度任用職員4名分の人事院勧告等による報酬改定等によるものでございます。

節12委託料につきましては、生活支援体制整備事業及び介護予防事業におきまして、委託先である社会福祉協議会の人件費が人事院勧告等により増額となるため、委託料を増額するものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、介護予防拠点であります田代昌町及び江島町の通いの場の備品購入に対する地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金で、県の交付決定に伴う補正でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和6年度県補助金等返還金で、令和6年度の佐賀県介護保険低所得者利用助成事業費補助金の額の確定に伴うものでございます。

目4老人福祉センター費、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、中央老人福祉センタ

一2名、若葉まちづくり推進センター1名、合計3名の会計年度任用職員分の人事院勧告等による報酬改定等によるものでございます。

節10需用費につきましては、中央老人福祉センターの燃料費及び光熱水費について、決算見込みにより増額するものでございます。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

続きまして、7ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節1報酬から節4共済費につきましては、会計年度任用職員的人事院勧告によります人件費等引上げによります補正でございます。対象となる会計年度任用職員は、母子父子自立支援員1名、女性相談員1名、子育て支援総合コーディネーター1名、家庭児童相談員2名の計5名でございます。

節12委託料、社会福祉会館（児童センター）指定管理料及びファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、それぞれ人事院勧告によります社会福祉協議会の人件費分の増額によります委託料の補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金、養育費確保支援事業補助金につきましては、主要事項説明資料で御説明いたします。

資料の10ページをお願いいたします。

事業の目的といたしましては、独り親世帯の経済的な生活の基盤を確保できるよう、養育費の継続した履行確保を図り、履行に伴う養育を行う独り親に対し、公正証書等の作成に必要な経費及び養育費保証契約を締結する際に必要な経費の一部を助成するものでございます。

真ん中の表で、公正証書等作成支援につきましては、公証人手数料令に定めのある公証人手数料、家庭裁判所等の調停申立て、または裁判に要する収入印紙代、または必要となります戸籍謄本等添付書類取得経費を補助の対象経費としております。

また、表の下のほうですけれども、養育費保証支援につきましては、養育費の取決めとなる児童について、初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費を対象経費といたしております。

事業費の積算助成額は、一番下の表のとおりでございます。

資料7ページへ、お戻りいただきたいと思っております。

中ほどの節19扶助費、児童扶養手当につきましては、今年度の年間見込額において予算が不足するものと見込まれることから、補正をお願いするものでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和6年度分の児童扶養手当、未熟児養育医療費などの事業費の額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目2保育園費でございます。

節1報酬につきましては、こども育成課内で保育無償化に伴う事務に従事する会計年度任用職員1名の人事院勧告によります人件費等の引上げによる補正でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、保育士と職員45名及び会計年度任用職員79名分の人事院勧告による給与改定等及び人事異動や育休等に伴う人件費の補正でございます。給料、職員手当等、共済費それぞれに人事院勧告による給与改定等の増額がございましたが、人事異動等に伴います所要額の減額がそれを上回った結果、それぞれ減額での補正となっております。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和6年度分の延長保育や一時保育、子育て支援センターなどの事業費に係る子ども・子育て支援交付金、私立保育所等の運営費に係る施設型等給付費負担金などの額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

目4妊婦のための支援給付金給付費のうち、節1から節4につきましては、事業に従事する会計年度任用職員1名分の人事院勧告による人件費等の引上げによります補正でございます。

その下の目5子育て応援給付金給付費、節1報酬につきましては、事業に従事する会計年度任用職員1名分の人事院勧告による人件費の引上げによります補正でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費の節1報酬から節4共済費につきましては、相談支援事業等に従事する会計年度任用職員6名及び生活保護の業務を担当しております生活支援係職員7名の人事院勧告による給与改定及び人事異動等によるものでございます。

節12委託料につきましては、鳥栖市社会福祉協議会に委託しております自立相談支援事業におきましての人事院勧告による人件費の増額でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和6年度の生活保護費国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金などの額の確定に伴う国庫負担金等の返還金でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

次の9ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の節1報酬から節4共済費につきましては、健康増進課職員19名、保険年金課職員5名及びこども家庭センター2名と時給単価任用の会計年度任用職員の人件費の補正でございます。

節10需用費につきましては、光熱水費の補正でございますが、保健センターの東側の住宅の一部が、建物の陰によりテレビの地上電波が受信できない状況で、保健センターから受信電波をケーブルにより送信しております。

9月に保健センター近辺で落雷があり、その影響によるものか送信装置が故障したため緊急に調査、対応が必要となり需用費の光熱水費から修繕費へ流用しております。今年度の電気代等の

見込みを併せての補正でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和6年度子ども・子育て支援交付金及び母子保健衛生費補助金の額の確定に伴う国庫補助金の返還金でございます。

次をお願いします。

目2予防費の節1報酬につきましては、各種事業に従事する時給単価任用の会計年度職員の人件費の補正でございます。

その下、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和6年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金及び健康増進事業費補助金の額の確定に伴う国庫補助金等の返還金でございます。

高松隆次子ども育成課長兼子ども家庭センター長

その次、款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和6年度の子育て支援施設等利用給付費の額の確定に伴う返還金でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

林康司地域福祉課長

続きまして、令和7年度債務負担行為補正についてでございます。

社会福祉会館の指定管理に係る債務負担行為について、補正をいたしております。

社会福祉会館に係る指定管理料につきましては、令和8年度から令和12年度までの5か年間の社会福祉会館指定管理に関する債務負担行為でございます。債務負担行為の限度額は1億3,429万8,000円でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

中川原豊志委員長

ただいま執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたか御質疑、ございますでしょうか。

永江ゆき委員

10ページの主要事項説明書の件ですけど、養育費確保支援事業についてですが、この見込み数を8人分にされた根拠を教えてください。

高松隆次子ども育成課長兼子ども家庭センター長

見込みにつきましては、県内の各市及び近隣の市の実績等を勘案いたしまして、見込み量を定めております。

以上です。

永江ゆき委員

鳥栖市で年間通じてどれぐらいとかはわかりますか。

野中潤二こども育成課長補佐兼こども家庭センター長補佐兼こども家庭相談係長

鳥栖市での算出につきましては、離婚前の相談等を当課で受けております、こども育成課で受けておりますけど、その相談の中で養育費に関する相談をされた件数、直近3年間を基に見込み量を立てているところでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

3年でその数っていうのはどれぐらい。

野中潤二こども育成課長補佐兼こども家庭センター長補佐兼こども家庭相談係長

母子父子自立支援による養育費に関する相談の実績といたしましては、令和4年が13件、令和5年が13件、令和6年が5件でございます。

以上でございます。

西依義規委員

債務負担行為の資料っていうのは、何かないですか。

1億3,429万8,000円だけ書いて、令和8年から令和12年って、この5年間を指定管理料にするというのをこの1行だけで私らは判断をするのでしょうか。

林康司地域福祉課長

積算につきましては、当然、積み上げたものがございますけれども、その積み上げに関しましては、社会福祉協議会のほうから、現在の身障センター及び児童センターに係る経費にある程度人件費の増加割合を乗じて5年分の積算をしたものです。大体何年には幾ら、何年には幾らというような見込みで積算をいたしており、その合計の金額になります。

西依義規委員

前回、令和7年度までの金額は幾らだったのかと、令和8年度の大まかの見込みを教えてください。

林康司地域福祉課長

前回の債務負担行為の限度額は、令和2年から令和7年の5年間で1億円ございました。

令和8年度の予定金額は、すいません、今、確認をいたします。

すいません、令和8年度は2,540万6,000円と積算をいたしております。

西依義規委員

これは限度額ということで、もうこれ5年間の総額で、これ以上にはなりませんっていうふうにとらえていいですか。

林康司地域福祉課長

そのとおりでございます。

西依義規委員

いろんな債務負担があるんですけど、要綱の中にそういう物価高騰とか人件費の爆上がりじゃないですけど、そういうのは、甲、乙で話し合うみたいになっているのか、それともこれは5年でそういったのは要綱に入っていないのか。

林康司地域福祉課長

債務負担行為については、今回、限度額の決定をいたしましたその額の変更は、これから超えることはできないということになっております。

西依義規委員

ということは、単純に割ったら2,600万円ぐらいですけど、初年度が二千五百何十万円なんで、ちょっとずつ上がっていく——5年間で積算しているってことですか。

林康司地域福祉課長

上がるような積算でいたしております。

5年間の平均であれば、2,685万円程度の金額となっております。

西依義規委員

心配しているのは、別に指定管理の相手先がどうたらこうたらとは思ってないんですよ。別に指定管理料も妥当だろうと思うんですけど、こういう5年で見直すときに、向こうさんは本当にしっかりやられていると思うんですけど、その辺がうまくかみ合ったのか、いやいや財政的にうちはもうここまでが限度なのか、その辺のやり取りってどういうふうに、担当課としてどうなんですか。

林康司地域福祉課長

当初、示していただいた数字からは、今、人勧等かなり上がっておりますので、それを加味したところで再提案を、社協から示された数字より上がったところで改めてこちらから指摘をさせていただきます。その数字で再積算をいたしております。

西依義規委員

よく聞くのは、やっぱり福祉ってだんだん、だんだん多種多様化しよるけん、今の体制で大丈夫なのか。

今の人数と人件費も入ってますよね、だからそれだったらこの計算でいいんですけど、今まで5人でやりよったところがもう足りんで6人必要ですよとか、そういったことは入ってないんですよね。そういったことも、一応、協議の中にあるんですか。

林康司地域福祉課長

人数につきましては、担当してある現人数で積算をいたしております。

西依義規委員

向こうもその人数で、これからの対応もやれるというお話で、双方納得いった形のやつっていうことですか。

林康司地域福祉課長

そのように捉えております。

成富牧男委員

私も同じく、この指定管理料ですが、対象になっているのは福社会館の中のどことどこですか。

林康司地域福祉課長

児童センターと身障センターになります。

成富牧男委員

それ以外は、社会福祉協議会が管理している感じになるの。

林康司地域福祉課長

会館ですので、一部この中に事務室等の分の光熱費等も含ませていただいているような形になります。

成富牧男委員

事務室は何を。

林康司地域福祉課長

光熱費等を含ませていただいた分になります。

成富牧男委員

事務室の部屋は。

林康司地域福祉課長

部屋の管理は、1階でということで含ませていただいております。事務を行う場所ということで。

成富牧男委員

そこも管理料に入っとるっていうこと、そこの部屋代っっちゃうのは。

分かりました。

永江ゆき委員

ちょっとちっちゃいことを聞くかもしれませんが、事業内容とかに関して、例えばひきこもりだったりとかそういうに対してされている、意見のやり取りとかはされてますか。

例えば、ひきこもりに関して支援が足りているのかどうかっていう、そこら辺はどうですか。例えば、人が足りないとかだったら増やしていく必要があるかと思うんですけど。

林康司地域福祉課長

事業につきましては、自立相談支援事業の委託料の中で、社会福祉協議会とは御相談させてい

ただいておりますけれども、こちらにつきまして人数が足りている、一応、委託料の中で対応していただいております。

永江ゆき委員

その中身に対しては、もう一切市のほうからは踏み込むことはないということ、お任せされてるってこと。

林康司地域福祉課長

当然、その支援について、市ができることもございますので、そこは連携して相談支援等々にも関わっておりますし、いろんなイベント等も開催されてありますので、そこへの出席等も行っております。

永江ゆき委員

ひきこもりの方の支援ってすごく難しいと思うんですけど、明らかに多くなってきていると思うんですけど、社協のほうに出てこられる人数がどんどん減って行って、今、当事者の方が1人だったりとか、職員さんが4人ぐらいいらっしゃったりとか、結構あるんですけど、内容的な意見交換というかそういう場っていうのは持たれるんですか。

林康司地域福祉課長

すいません、誰と誰との意見交換でしょうか。

中川原豊志委員長

永江委員、質問の内容なんですけれども、社協に対する質問なのか、自立支援のほうの質問なのか、どっち。(発言する者あり) どちらの予算。

会館に関する指定管理料についての質問なのか、扶助費で自立支援の項目があったりするんですけど、障害者自立支援とかそっちのほうの質問なのか。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

いいですか。

西依義規委員

すいません、永江議員が最初に聞いた養育費のやつで、これは助成で何割程度の助成を考えているのかと、他市町はどういう額なのか。

高松隆次子ども育成課長兼子ども家庭センター長

公正証書等の作成支援については、県内の実施市町ごとの1件当たりの平均額の最高値2万4,250円でしたので、それを参考に3万円としております。

公正証書が養育費の総額によって手数料が変わりますので、3万円の8人としておりますけれども、3万円より少なかったらまた多くの方へ、見込み者数が予算内でより多く対応できるようなことを考えております。

西依義規委員

ということは10割助成ということで、そういう考えでいいですか。

高松隆次 子育て課長兼 家庭センター長

上限が3万円ですので、それ以内だったら10割です。

中川原豊志 委員長

上限なのか、実費負担なのか。

高松隆次 子育て課長兼 家庭センター長

3万円を上限としまして、その金額内であれば対応したいと考えております。

野中潤二 子育て課長補佐兼 家庭センター長補佐兼 家庭相談係長

養育費保証支援につきましては、例えばなんですけど、養育費保証契約の初回経費について、保証会社にもよりますけど、月額養育費の100%が相場となっているところなんですけど、例えば、子供2人の家庭で養育費が子1人3万円掛ける2人で月額6万円とした場合、初回の保証契約料も6万円となりますので、そういう場合であれば5万円をオーバーするような形になるものと考えております。

以上でございます。

西依義規 委員

やってることはとてもいいことで、こういった独り親に対する支援はいいと思うんですけど、この先、もちろん支援をすれば先がいっぱいあると思うんです。

例えば、養育費を払わない保護者に対して、どっかの自治体やってるみたいな肩代わりじゃないですけど、そういうふうな請求までしてやるみたいな自治体もあると思うんですけど、この先って何か考えていますか。もっと独り親を支援していこうという姿勢なのか、いやいやとりあえず他市町はこんぐらいな感じなんでここでやめとこうかっていう、要は独り親を助けたいっていうことでしょうか、目的は。

だから、この事業はとっかかりでしょう、もしまた違う要望があれば、もちろん予算がかかることやけん、できる、できんはあるとしても、それを担当課としてそういう姿勢なのか、とりあえずここで一旦様子見じゃないけど、取りあえず独り親に関してはこれで、一旦終わりちゅうか、そういう形なのか、その辺はどう思われてますか。

高松隆次 子育て課長兼 家庭センター長

独り親の御家庭に対する支援については、これ以外にも食糧支援であったりとか医療費の助成であったり、その中で今回本市のほうで初めて離婚に伴う養育費の確保ということで、援助のメニューをつくるものございまして、それらのことを総合的に勘案しながらどういった支援がほかに必要なかは相談支援員の方と相談して進めていきたいと考えております。

西依義規 委員

鳥栖市は、何か弁護士さんがおって、そういうサービスとかはあるんですか。要は、弁護士にちょっと話を聞くだけでも幾らかかかるじゃないですか。

一般の消費者のやつはあるかもしれないけど、こういった離婚とか養育費用でも弁護士さんは対応できるんですか。

高松隆次 ども育成課長兼ども家庭センター長

市民協働課のほうで設置しております市民相談室の中の弁護士相談等で、こういったお話を聞いていただいてども育成課の相談員の方も一緒になって話を聞きに行ったりとかはしているところがございます。

成富牧男 委員

さっきの社会福祉協議会の指定管理料に関連してやけど、基本的なところを聞きます。

いわゆる、給与体系で市の給与体系——分かりやすく言えば、正職の人っていうのは市と比べてどうなのか。例えば、2号級下とか、そういう決まりはあるんですか。

何でそれを聞いているかという、指定管理をしてその効果とかいろいろそういうのがどうなのかっていうことで、前提として、そもそもっていうことなんですけど。

今回も指定管理でやるわけでしょう。

分からんなら分からんでいいです。

林康司 地域福祉課長

基本的には、市の会計年度任用職員の給与であれば同じ体系をとっておりますし、正職員の差っていうのは、すいません、持ち合わせてはおりません。

成富牧男 委員

私の問題意識は、実際どうなのかなっていうのがありまして、指定管理であれば消費税なんかも発生するするわけでしょう。

そういうところも場合によっては、逆のときのほうが——何か直と委託ってちょっと言い直すけど、委託を比べたときに、絶対委託料のほうが安いんだっていうのがあるみたいやけど、場合によっては逆の場合もあるっちゃんね。委託料に係るところの消費税とかが出てくるから。ということで聞きました。

以上です。

中川原豊志 委員長

ほかはございますか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。



議案甲第60号鳥栖市社会福社会館条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第60号鳥栖市社会福社会館条例の一部を改正するを議題といたします。執行部の説明をお願いします。

林康司地域福祉課長

ただいま議題となりました議案甲第60号鳥栖市社会福社会館条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

議案書の54ページをお願いいたします。

この議案につきましては、社会福社会館に設置する施設の名称及び使用時間を変更するものでございます。

改正の理由、内容につきましては、鳥栖市社会福社会館の施設のうち、身体障害者福祉センターにおきまして、身体だけでなく知的、精神等の障害者及び障害児全般の支援に対応していることから、名称を身体障害者福祉センターから障害福祉センターに変更するものでございます。

このことにつきましては、第1条と第3条の部分のところになります。

続きまして、社会福社会館の使用時間の変更につきましては、現在、使用時間、午前10時から午後4時半までを開館時間、平日、午前9時から午後5時まで、土曜日、午前9時から午後4時までに変更するものでございます。こちら第4条の規定の変更になります。

施行日につきましては、令和8年4月1日としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

今、説明が終わりましてので質疑を行います。

成富牧男委員

これ付け加えてほしかったんやけど、これ本当は早くしとかないかんやったっちゃう話じゃないんですか。

林康司地域福祉課長

早くってというのは開館時間ですか。

成富牧男委員

名称です、ごめん。

立石光顕高齢障害福祉課長

実態に即した形での改正という形に今回なってしまっているんですが、開館当初は、基本的に在宅身体障害者を主なターゲットとして開館されたものと思われていますが、近年こういう形で知的障害であるとか精神障害の方まで含めて対応してきているという実態がございましたので、それに即した形で実際の名称等も含めて位置づけをしていこうということで、今回改正をするものがございます。

成富牧男委員

だから、要はもっと早く、もういろいろなやつで、今、3障害一緒の考え方で、前はそれぞれこう、障害があったっちゃけど、そういうふうに本当はもうちょっと早くすべきだったんじゃないかって聞いていることに対してはどうですか。

それだけで終わります。

林康司地域福祉課長

今度、改めて指定管理を5年間結ぶタイミグに合わせてさせていただいた部分もございます。

御指摘の部分も一部あるとは思いますが。

中川原豊志委員長

ほかは、ございませんか。

[発言する者なし]

じゃあ、私からいいですか。

会館利用の時間が延長されるじゃないですか、利用される方については便利になるのかもしれませんが、会館職員さんの負担っていうのはそれで増えるということはあると思いますか。それによって何か変わるとかは。

林康司地域福祉課長

職員の勤務の時間が変わるものではございません。

使用時間からまた開館時間という表記の変更につきましても、建物の施設ということで、ほかの類似施設等々がもう開館時間と、条例等々で規定しておりますのでそれに合わせて表記を変えたものがございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



議案甲第61号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第61号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

ただいま議案となりました、議案甲第61号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

56ページをお願いいたします。

今回の改正は、家庭的保育事業者等が施設の使用開始時などに実施します利用乳幼児に対する健康診断を全部、または一部を行わないことができる場合を追加する改正でございます。

改正点につきましては、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみ、その結果を把握し、施設の健康診断を行わないことができるとされておりましたが、改正後につきましては、母子保健法に基づく乳幼児に対する健康診査が行われた場合についても同様に、この結果を把握することにより、施設による健診を行わなくてよいとされるものでございます。

これに伴いまして、家庭的保育事業でございます小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等の事業者及び保護者の負担軽減につながるものでございます。

改正箇所は、56ページの第18条の部分でございます。改正後の下の表のほうに児童相談所の健康診査のほか、2段目に乳幼児に対する健康診査についてを追記しております。

施行日につきましては、令和8年1月1日でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

執行部より説明が終わりましたので、質疑を求めます。

[発言する者なし]

いいですか。

それでは、質疑を終わります。



議案甲第62号鳥栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第62号鳥栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

続きまして、議案甲第62号鳥栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

鳥栖市議会定例会議案の58ページをお願いいたします。

乳幼児通園支援事業——通称で言いますとこども誰でも通園制度——は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、令和8年度から全自治体で実施されます。

対象は、生後6か月から満3歳未満で、保育所等に通ってない子供で、月一定時間までの利用可能枠の中で保育者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる制度でございます。

当事業の適正な事業運営及び支援の提供等を確保、実施するために、事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございますが、この基準は、市町村が条例で定めるものとなっております。

また、当該基準は、内閣府令で定める基準に従うこととされているため、具体的な内容は内閣府令を引用する形として整理しております。内閣府令での定めによる事業の設備運営の最低基準と向上、乳幼児通園支援事業者の一般原則、安全計画の策定、職員の一般的条件や知識及び技能の向上、虐待等の禁止、衛生管理、内部規定、帳簿、苦情の対応、一般型や余暇活動型などの区分、設備の基準、記録保存など、規定に沿って事業を行うものでございます。

施行日は、令和8年1月1日でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

説明が終わりましたので、質疑をお願いします。

成富牧男委員

これ、府令の定めるところによるって書いちゃうけど、中身を言わんでこれだけ見て、全然分からんよ。

例えば、月10時間とか、一定時間ってさっき言われたけど、鳥栖市ではどういうふうにされるのかとかいうのも全然見えてこんし、これ何かやっぱり資料ば出さないかんじゃないと。

高松隆次 ども育成課長兼ども家庭センター長

内閣府のほうの府令のほうですけれども、ほぼほぼ施設設備の配置の状況であつたりとか、事業者に対するものとか一般的な原則等々の基準に関するものでございますので、条例としましては、そちらのほうを利用させていただくということで、今回提案しております。

中川原豊志 委員長

休憩します。

午後 3 時 27 分 休憩



午後 3 時 36 分 再開

中川原豊志 委員長

再開します。

この条例案と今後のスケジュールについて、再度詳しく説明をお願いいたします。

高松隆次 ども育成課長兼ども家庭センター長

今回の条例の制定につきましては、内閣府によります設備運営の基準、これについて自治体のほうで守るよふにということとなっております。それに準じたところで条例を制定したいと考えております。

内容につきましては、施設の設備等々の運営の基準ですね。ほかに支援事業者の一般的な原則であり、安全計画の策定をなささいとか、あと職員の条件とか技能向上について取り組むよふにとか、虐待禁止、衛生管理などを徹底することとか、内部規定とか情報も電磁的記録の方法とかそういったものが記載されておまして、これはほぼほぼ自治体でそれを超えるよふな条件はないものと考えておりますので、府令に従いたいと考えております。

その中に、一般型とか余暇活用型などの区分、一般型はそういった子供たちを集めて預かる、余暇活用型は今の定数の空いたところで一緒に預かるというよふな、そういったやり方の区分とか、建物についても設備の基準、1人当たり何平米以上確保することとかこういったところは府令に倣うこととなると思います。

それで、1月1日に施行いたしまして、これにつきましては市内の保育事業者等々に周知をい

たしまして、また説明等々もいたしまして、参入される保育所等を確保していきたいと考えております。

また3月には、実際にやるところの認可等々もございまして、その結果につきましても御報告しながら進めていきたいと考えております。

ただ、なかなかやることに対しては人員等々とか制度がまだよく理解されてない部分で、二の足を踏まれるといいますか、慎重にされている事業者等も多いので、そこについてはある程度法律のほうもお手本を示しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

中川原豊志委員長

今改めて御説明ありましたけれども、よろしいですか。

成富牧男委員

それで、今、口頭で言われたような鳥栖市の分はいつぐらいにできるんですか。

基準とかいろいろ言われたやないですか、準じるっていうやつはいつぐらい、私たちはいつ知る機会があると。今、基準についても数字的なやつが全然出てきとらんよね。

例えば、さっきそこら辺で言った、大体週20時間とかそういうやつとか人員配置はこうですか、何かそこら辺がないとあまりにも、ああ、そうですかっては……。大本は、やっぱり条例があるわけだから。

中川原豊志委員長

今後のスケジュール感がある程度分かれば、教えていただければ。

井手義恵こども育成課保育幼稚園係長

今後のスケジュール感としましては、事業実施自体は4月からになりますので、3月議会の際にはこのような形でしたいという具体的な状況についてはお示しできるかと思っております。今、想定としましては、国が示してます月10時間、子供さんを1人当たり月10時間というところで想定をしているところでございます。

ただ、まだそこら辺の、子供さん10時間について国の負担分、県の負担分とかが出されるのではないかっていうぐらいのものであり、給付事業として令和8年度から実施をされるんですが、その単価とか状況とかもまだ不明なままでございます。

ただ、この1月、2月でその辺りは固めていくっていうところと、公立保育所1か所で4月の実施を必ずしなさいというところなので、公立保育所でまず4月スタートを行うというところで、今、進めているところであります。

今こういう状況ではあるけれども、事業を実施しないといけないということは、市内の保育園であったり幼稚園であったり、認定こども園さんについては情報を提供しているところです。

次に、議案甲第68号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

林康司地域福祉課長

ただいま議題となりました議案甲第68号指定管理者の指定について、御説明をいたします。

議案書の67ページをお願いいたします。

先ほどの、乙議案の債務負担行為の関連議案となります。

この議案につきましては、公の施設であります鳥栖市社会福社会館を鳥栖市社会福社会館条例第14条の規定によりまして、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会に管理を行わせるため、地方自治法第244条の2の第6項の規定によりまして、市議会の議決を求めるものでございます。

鳥栖市社会福祉協議会の概要につきましては、議案参考資料に掲載をしておりますので、御参照をお願いいたします。

なお、事業につきましては、定款に定められた事業を記載しているところでございます。鳥栖市社会福社会館の指定管理に関しましては、6月定例会の文教厚生常任委員会の議案外にて、令和8年度から5年間につきましてもこれまで同様、非公募で指定管理期間を5年間とし、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会に管理運営の委託を行う考えであることを御報告させていただいておりましたが、今12月定例会に御提案をいたしているところでございます。

鳥栖市社会福祉協議会は、現在まで会館の指定管理者として、協定書、事業計画などに沿って適正に指定管理業務を務め、また、会館の利用状況は安定しており良好な運営を維持しているものと認識いたしております。

また、鳥栖市社会福祉協議会自体の運営につきましても、安定かつ継続的なサービスの実施が見込まれ、児童センターにつきましては、子育て世帯の利用が多い状況でございますし、身体障害者福祉センターにつきましては、今回、障害福祉センターへと名称を変更いたしますので、障害者及び障害児全般の支援に今まで以上に対応し事業に取り組んでいただくことと思っております。

さらに、鳥栖市社会福祉協議会は、長年の地域福祉活動等の実績があり、各地区社会福祉協議会と連携し、ボランティア、民生委員・児童委員等の地域の住民の皆様と連携しながら地域福祉活動を積極的に推進してきていることから、市民にも高い信頼を得ている団体ということができるものと考えております。

したがいまして、社会福社会館の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供、また、地域福祉の推進が期待できますので、引き続き令和8年度から令和12年度までの5年間の指定管理者としたいため、今回提案をしているものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ただいま説明が終わりましたので、質疑をお願いします。
よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



報告（こども育成課）

ひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化について

中川原豊志委員長

次に、議案外の報告がありますので、これをお受けしたいと思います。
報告をお願いいたします。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

議案外の報告をさせていただきます。

ひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化についてということで、タブレットのほうに資料を用意しております。

令和7年12月定例会、文教厚生常任委員会、議案外報告書ということで報告いたします。

これまで、県内20市町で構成いたします市町協議会というのがございまして、そこで、ひとり親家庭等の医療費助成事業の助成方法についてこれまで協議を行ってまいりました。

これまで、各市町が行ってまいりました窓口での償還払い方式から、県内全市町が基本的に現物給付方式へ移行する方針が決定されております。

制度の概要といたしまして、母子家庭の母、父子家庭の父及び児童等が健康保険により医療機関等で診療を受けた場合、これまでは、各市町の担当窓口のほうに出向いて、診療を受けた領収書を持参していただいて申請、後日償還払いということで支援をしてまいりましたけれども、現物給付方式ということで、医療費の一部負担金から自己負担分を控除した額を医療機関のほうで助成するというふうな形になっております。

制度の助成の対象者につきましては、母子家庭の母、もしくは父子家庭の父と養育する児童、父母のいない児童で所得が一定の基準を超えない世帯の方でございまして、母子父子の父母につきましては、20歳未満の児童を養育している方でございまして、児童につきましては、18歳に達した

日の属する年度の末日までの間になる者が対象でございます。

現在の受給資格者数につきましては、本年10月末現在で、母子父子の父母対象者は525人、児童は769人となっております。

今回の現物給付化に伴いましての効果といたしまして、医療機関等で受給資格証を提示することで、自己負担額の支払いのみで助成を受けることができるため、後日窓口での償還払いによる払戻手続は不要になります。独り親の方の利便性が向上するものと考えております。

償還払いによります払戻手続が不要になるため、申請もれ、申請忘れ等々がなくなります。

経済的な理由により医療費の立替え等がなくなりますので、受診控えが減少し、早期受診、治療につながるものと考えております。

医療機関・保険薬局窓口での自己負担額についてということで整理しております。1か月1人500円の負担による償還払方式から、1か月1医療機関ごとに入院500円、通院500円、調剤無料の現物方式に移行することとしております。

なお、県外医療機関につきましては、これまでどおり一部償還払いが残ることになります。

4点目、現物給付への移行目標時期ということで、これにつきましては、令和8年11月に県内全市町が一斉に移行することと取り決められているところでございます。これに伴います財政負担等の増加見込みでございますけれども、佐賀市のほうが、実際に現物給付化した県のほうへ確認されたところ大体1.3倍ほどの助成額の増加が見込まれるというような報告がございますので、それを参考にしたところ、助成額が3,900万円が現物給付化で5,108万円ぐらいに上がると考えています。

これに国保ペナルティー、また新たに審査手数料等を加えますので、現行の償還払い3,900万円程度のほうが改正によりまして5,300万円程度になるんじゃないかと考えております。これにつきましては、2分の1助成額の部分については、県の補助がございます。

下のほうスケジュールになりますけれども、新たな費用につきましては3月議会のほうで予算計上させていただきまして、条例等の改正を行わせていただきます。

それと並行しまして、三師会——医師会、歯科医師会、薬剤師会——のほうにお話を、相談をしまして、年度が変わりましてシステムの改修、資格証の更新手続、それと広報等を行いまして10月に資格証交付までいきたいと考えております。

11月より現物給付の実施を完了したいというふうに考えております。

以上、御報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

今、報告がございましたが、この際ですんで、何か確認したいこと、御意見等ございましたら

お受けいたします。

どなたかございますか。

西依義規委員

これ、3番の1か月1人500円の負担と今度1か月1医療機関ごと500円ってなった場合は、負担が増えるということでしょうか。

高松隆次 ども育成課長兼 ども家庭センター長

そうですね、現行からは、複数の病院にかかられた場合は負担が増えるものと考えております。

西依義規委員

これ普通、一般的なやつはこの1か月1医療機関ごとですよ。今まで、1か月1人500円の負担だった理由は何ですか。

高松隆次 ども育成課長兼 ども家庭センター長

今までは、窓口のほうにかかった医療費を全部持ってきてもらって、それで500円を引いたところで口座のほうに戻してたんですけど、今回の診療報酬が全部支払基金のほうで受診のデータがいきますので、それがなかなかできなくなりますので、1回当たり500円というようなことで、また同じところにかかれば1回500円です。

これと似た制度で、子どもの医療費についてはもう500円の2回、入院は1,000円になってますので、それと比べるとこちらのほうが低い金額ということになっております。

以上です。

西依義規委員

この方々は急に制度が変わって、もちろん償還払いで申請が楽になって、する必要がないのでいいんでしょうけど。

例えば、3つの病院にかかりよった方は、今まで500円だったのに1,500円になるということでしょうか。その辺の周知と、あと御理解いただくところはどうするのか。

高松隆次 ども育成課長兼 ども家庭センター長

これにつきましては、広報等とか、うちの資格証の切替え等々ございますので、そこで丁寧に説明していきたいと思えます。

県内同じようなタイミングで対応をとりますので、そういったところは各市町で共同で広報とかも考えていきたいと考えております。

西依義規委員

これは、県内20市町で考えたんで、このルールは全部20市町がこれに合わせるのか、それとも各市町によって500円要らないルールもつくれるのかどうかはどうですか。

高松隆次 ども育成課長兼 ども家庭センター長

これは、統一のパッケージになっておりますけれども、子供医療等と同様に自己負担分について、独自で手当するような自治体もあるのではないかと考えております。

西依義規委員

ということは、鳥栖市でも可能ということも言えるということですね。そういう言い方もできるっていいことでしょうか。

もう、県でがちがちに縛って、いやもう絶対守ってください20市町、じゃないんでしょう。一応、オリジナルティーができるということだけ聞かせてください。

高松隆次 ども育成課長兼 ども家庭センター長

今、言われるとおりでございます。

中川原豊志委員長

ほかよろしいですか。

[発言する者なし]

議案外の報告を終わります。

暫時休憩します。

午後 3 時59分休憩

〰〰〰

午後 4 時12分再開

中川原豊志委員長

それでは、再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

教育部

議案乙第29号令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号）

議案乙第33号令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）

中川原豊志委員長

これより、教育部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第29号と議案乙第33号については、一括して審査を行います。

それでは、議案乙第29号及び議案乙第33号、以上2議案を一括議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

それでは、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、教育部関係議案の説明を申し上げます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳入について、御説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節4社会教育費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として、国から事業費の3分の1の補助を受けるものでございます。

子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、市内社会福祉法人が行う放課後児童クラブの施設整備に対する国の補助でございます。これにつきましては、歳出で説明いたします。

井手崇雄学校教育課長

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節2小学校費県補助金及び節3中学校費県補助金につきましては、小学校8校、中学校4校の教員業務支援員及び不登校対策として中学校4校に設置する別室の学校生活支援員に係る人件費について、人事院勧告等に伴う報酬及び期末勤勉手当等の改正により補正するものでございます。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

節4社会教育費県補助金の子ども・子育て支援事業費補助金、子ども・子育て支援施設整備費補助金につきましては、先ほど国庫の補助金で説明させていただいた分の県の負担分でございます。

西木純子教育総務課長

款23市債、項1市債、目6教育債につきましては、中学校施設改修事業に伴う予算を計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳出について、御説明申し上げます。

まずは、人件費につきまして一括して説明いたします。

款10教育費、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費、項4社会教育費の各目につきまして、節1報酬、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は人事院勧告による職員及び会計年度任用職員の人件費の補正を行っております。

4ページをお願いいたします。

項2小学校費、項3中学校費、目2学校事務管理費、節10需用費の光熱費につきましては、猛暑による電気代の不足分を補正しております。

項3中学校費、目1学校施設管理費、節14工事請負費につきましては、鳥栖中学校運動場西側防球ネットかさ上げ工事に係る費用に伴うものでございます。

目2学校事務管理費、節17備品購入費につきましては、学級増に伴う備品購入費でございます。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

目1社会教育総務費、節14工事請負費につきましては、田代小学校なかよし会の新設工事に伴う追加工事費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、人事院勧告等に伴いますなかよし会の人件費増に対する補助金でございます。なかよし会の支援員等の給与につきましては、鳥栖市の会計年度任用職員に準じていることから、今回の人件費の増額を行うものでございます。

子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、社会福祉法人田代保育園が開設を予定しております放課後児童クラブの施設整備に係る費用の追加補助でございます。

節22償還金、利子及び割引料の令和6年度国庫補助金返還金につきましては、子ども・子育て支援交付金等の実績額の確定に伴います返還金でございます。

6ページをお願いいたします。

目3図書館費、節10需用費につきましては、市立図書館の光熱水費の不足分に係る費用でございます。

目8生涯学習センター費、節10需用費につきましては、生涯学習センターの光熱水費の不足分に係る費用でございます。

西木純子教育総務課長

7ページをお願いいたします。

繰越明許費について説明いたします。

款10教育費、項2小学校費、事業名、小学校動力変圧器取替事業、金額1,000万円につきましては、全国的に変圧器の納期が時間を要しており、今年度に工事を終えることが難しいことが判明したことから工事費を繰り越すものでございます。

また、項2中学校費、事業名、鳥栖中学校運動場防球ネット整備事業、金額2,447万4,000円につきましては、運動場西側の防球ネットかさ上げ工事に伴う資材の急激な高騰及び物品の納入に時間を要するため、今年度中に工事を終えることが難しいことが判明したことから工事費を繰り越すものでございます。

井手崇雄学校教育課長

同じく資料7ページ、令和7年度債務負担行為補正について御説明いたします。

1項目め、語学指導業務委託料につきましては、令和8年度から令和10年度までの外国語指導助手6名分に係る限度額でございます。

西木純子教育総務課長

次に、小学校水泳指導業務委託料について説明いたします。

今年度、市内8校の水泳事業について、民間施設を活用した検証事業を実施しています。

検証事業の経緯といたしましては、授業時間の確保、教員業務負担の軽減を含め水泳授業の在り方を検討いたしました。

検証及び結果につきましては、資料の8ページから10ページを御覧ください。

学習指導要領に基づき各業者へ委託しており、検証の内容としまして、市内外のプール施設へ移動し水泳授業を実施するに当たり、実施体制や授業時間の検証といたしましては、授業時間、移動時の安全確保及び授業計画の検証について、大きなトラブルもなく授業を実施いたしました。

10月中旬までに水泳授業を終えた学年の児童、保護者、教職員のアンケート結果については、記載のとおりおおむね良好な結果を得ております。このような結果を受け、来年度以降小学校の水泳授業の民間委託に完全移行することとし、債務負担行為を設定したものであります。

なお、限度額につきましては、児童数の変動や物価高騰により見積り額が不確定であることなどから金額による設定ができなかったものであります。

各事業者に対しては、アンケート結果で出た数件のネガティブな意見も伝え、よりよい水泳授業を進めていけるように考えております。

以上で、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、教育部関係議案の説明を終わります。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

続きまして、議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会資料に基づき御説明いたします。

委員会資料の11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の学校給食費につきましては、本市の小学校及び中学校の学校給食において使用します食材の購入費として、教職員などに負担していただきます給食費でございます。

委員会資料の13ページをお願いいたします。

学校給食費につきましては、食材費の高騰のため、令和7年4月に小学校は1食当たり295円、中学校は1食当たり355円に給食費の改定を行いました。今年度も食材費の値上がりが続いてお

ります。

特に、11月以降は、令和6年度産米に対し令和7年度産米が約6割上昇したため、現行の給食費では学校給食の質を維持することが困難になるため、令和8年1月以降の学校給食費を小学校は1食当たり295円を330円に、中学校は1食当たり355円を395円とする額改定を予定しております。

児童生徒の給食費につきましては、令和5年度以降の額改定に伴う増額分を引き続き公費で負担することとし、保護者の負担は、小学校は1食当たり250円、中学校は1食当たり300円に据え置いております。このため、今回公費負担がない教職員等の給食費を給食費改定に伴い補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資料の12ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目4学校給食センター費、節10需用費及び項3中学校費、目2学校事務管理費、節10需用費につきましては、先ほど歳入でも申し上げました学校給食費の改定に伴い、小中学校給食で使用します食材の購入費を補正するものでございます。

以上で、議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

中川原豊志委員長

執行部からの説明が終わりましたので、2議案一括して質疑を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

質疑のある方、挙手をお願いします。

永江ゆき委員

先ほどの給食費のところなんですけど、主要事項説明書の13ページ、栄養バランスや量を保った学校給食を実施すると書いてありますけど、この値上げした分で、実際、必要な基準は満たされるんですよね。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

栄養基準につきましては、これまでどおり栄養基準を下回らないような形で提供できるように予定しております。

永江ゆき委員

量的にはどうなんです。何か少なくなったっていうふうにお伺いすることが多いんで。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

実際、量に変更があるっていうことは特にございませんで、逆に学校のほうで出ている残食の

問題がありまして、今、ちょっと問題としてありますのは食べ切れない、そういったところをどうするかという問題を抱えている状況はございます。

永江ゆき委員

重松議員の一般質問でもありましたけど、8歳から9歳の摂取しなければいけないカロリーが650カロリーでしたっけ、それで、実際は600カロリーぐらいっていう答弁だったと思いますけど、どうでしょうか。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

栄養基準というのがありまして、そこが650っていうカロリーを出されております。

鳥栖市だけの問題ではなく、九州とかでも新聞報道でもあっておりますが、実際いろんな問題があって、達成できているのは大体600カロリー前後ってというのがどちらの市町村もそういった状況で、鳥栖市の状況でも、献立にもよりますけどどうしても和食とかについては、カロリーが低くなるとか、洋食がちょっと高めとかそういったところありますので、今、提供しているのが大体530から600カロリーの間ぐらいのカロリー提供ができいる状況になります。

永江ゆき委員

結局、子供たちが健康ならいいと思うんですけど、今の時代はそれで足りてないとか栄養失調とかにはならないと思いますけど。

でもやっぱり、なるべくカロリーのほうも、いろいろ栄養士の先生たちが御苦労されていると思いますけど、ぜひ、それに近いようなものが提供できるようによろしくお願いします。

西依義規委員

一般質問でも言わせていただいたんですけど、7ページの債務負担行為補正について。

まず、この5年間、債務負担行為を設定する理由を教えてください。

西木純子教育総務課長

債務負担行為を設定する理由といたしましては、令和6年度の当初予算時に、委員の皆様より事業の準備行為の部分で債務負担行為を設定すべきじゃないかという御指摘をいただいておりますので、今回、5年間の債務負担行為を設定したところでございます。

西依義規委員

それは委員会で、債務負担行為を設定したほうがいいんじゃないかという意見が出たから——いや、この報告書のまとめを読んでも、この結果をもってのところで完全移行をするという結論と、5年間の複数年契約ってところがこの結果をもってどういうふうに結びつくのかなと思ってですね。

例えば、1年間やりましたと、来年度もやりますなら何となく分かるんですね。いや、1年間やりました、けど5年間やりますよと。

例えば、業者さんから何か設備投資をすとか人員でとか、逆に5年間縛つとかんとどっからか取られるけん5年間を約束したりとか、いろんな……。5年間、もうちょっと理由を詳しくいいですか。

西木純子教育総務課長

5年間という債務負担行為の期間についてなんですけれども、一般質問等でも御質問あった中にありましたが、他自治体が、現在、同じような民間委託を進めているというような状況ではあります。鳥栖市として、小学校の水泳の民間委託を行うに当たり、もともと鳥栖市の考え方として小中学校を一貫教育として、1人の児童を考えたときに小中学校連携したところで教育をしていくというのが教育委員会の中のベースとなっておりますので、一児童の方が若葉小学校で1年間民間委託ということで検証事業をしまして、そのあとトータル6年間という目安をもとに、5年間のうちで今後の中学校の水泳授業の民間委託を考えていくという区切りの中で、5年間という期間を設けたところであります。

その中で、例えば10年とか15年とか、いろんな考え方があったんですけれども、一児童をどう教育をしていくかっていうところであるとか泳力等について児童の検証をさせていただくに当たって5年間という区切りをつけたところであります。

西依義規委員

いや、例えば給食センターとかの委託やったらいろいろ食器買ったり何たり、単年度はちょっと難しいねって分かるんですけど、このスイミングスクールいろいろ書いてありますけど、別に新たに設備投資みたいなのないんでしょう。

逆に心配なのが、この5者がしっかり5年間この授業を真っ当にやれるかどうかの裏づけ、内部の決算書まで見せろとは言いませんけど、どういう人数でここにはインストラクターが何人おって、そのときは何人体制でっていうのも何も見せずに、1年なら今年やって来年もって分かりますが、5年間っていうのがこの報告書だけじゃ分からないのと、一般質問でも鳥栖市としてプールを整備するということに全く踏み込まない報告書ですけど、本当に教育委員会として民間完全委託で、プールっていうか水泳授業の担保が図れるかどうか。

いや、全部潰れんとしてもここ1社潰れたら、例えば、田代小と弥生が丘小はどこに行くって、どこも受け入れられんとかそういういろんなリスクはあるわけやないですか。それに対するリスク対策っていうのは、何かされているんですか。どっかの小学校のプールだけは動かすよと、何かあったときはそこでするよとか何か。

完全8校のプールをなくして、完全民間委託で、完全移行しておまけに5年間が分からなくて、このまとめが。

もう、ずっと言いますけど、例えば、今5,300万円ですか、1年間で。5年間で2億5,000万円

ですね。ほら、よく我々も家建てるのにアパート借りるのとどっちがいいかなあって、家賃こんくらいで、なら家を建てたがましやっただんみたい。30年とか50年で計算するとか。そこまで教育委員会がせないかんかどうか分かりますよ。

けど、結論を出すにはあまりにも裏づけが足りない過ぎと思わんですか。やりたいですならいいですよ。けど、やることに決めましたというのが、これは、この資料だけではどうなんですか。その辺のそういったところをどこまで、この資料以外に何かあるんですか、全部見せてもらえるなら見せていただきたいと思います。

西木純子教育総務課長

民間委託をしている中身についてですけれども、資料だけではなかなか見えない部分があったかもしれませんけれども、まずもって、前提として学校で行っている学校指導要領に基づいたところでの民間委託というところが前提としてございます。

なので、指導するに当たっての指導員の確保とか、そういう部分についても泳力別になんですけれども、1人以上の配置をしていただきたいというようなことで、こちらとしては要望しておりますので、各事業者、最低でも一つの授業に関し最低でも3人から4人が配置されており、もちろん民間事業者以外の各学校の担任の先生方も対応しておりますので、各学校で授業を行っているときよりも関わる指導者等の人員が増えている状況ではあります。

それと、学校施設の改修等に関してなんですけれども、これは全国的にも資料等あるものと同じように、私どもとしましても学校施設の検証等を、コストの検証ですね。改修等に関わるコストの検証等は行っております。

その上で、実際のところやはり民間委託のほうが、コスト軽減になったという前提がありまして、まずもって若葉小学校の1校ではありましたが検証をさせていただいてその結果をもとに8校を進めてまいったという経緯はあると思っております。

西依義規委員

いや、誰がするか分かりますけど、プールをこれまでどおり、まず8校でやりますっていうパターンがありますよね。それには、いろいろコストを考えてましたって。

完全委託しますっていうパターンがありますね、先ほど言った、例えば、鳥栖北小だけを残してそこに拠点校としてとか、どっか中学校のプールを改修して拠点校として、何校に1校ずつぐらい集約してっていうやり方もありますし、鳥栖市としてプールを造るやり方があるやないですか。

中身が民間委託でも、いろいろあるやないですか。だから、それを検証して、その4つの案からこの完全民間委託を選んだ、なら分かるんですよ。それでもデメリット、メリットありますよ。

さっきの民間が撤退したときにどうデメリットをするか、市で建てとったら、もちろん予算は

かかるけど、そういった施設の老朽化とかはないんですか。

もちろん人はいるけど、例えば、どっかのスイミングスクールが老朽化しとると。もう、ここぼろぼろでってなった場合に、そこもう無理ですから廃業しますとなったときとか、いろんなパターンが考えられるやないですか、経営者が亡くなったりとか、私はそういうリスクをちゃんと4つぐらい並べて検証したんかどうか。今、2つしか並べてないやないですか。

完全民間委託か自校方式か。それでいいですかね。

これが一時的、百歩譲って3年ならまだしも、5年ですよ。それを私は言っているんですよ。二、三年ならまだ、どうせプールもできんけんですよ、5年っていうのが何で5年なのかなって。

あと、市長答弁でも、教育委員会の検討の方向性を見てって必ず答えられるんですよ。教育委員会がどうやってくるかを見てから決めますと。教育委員会はプールの整備のやつは一個も触れてないじゃないですか。本来やったら、それが一番いいです。

ただ、財政的な問題もありますとか、そこを検討していく、今後やっていきますとか一文あれば我々も安心して、ああ、とりあえず5年やりながらそっちも、両輪でいくんかと思うけど、その一文もないけんですよ。

これは、債務負担行為だけ外して、別に補正予算とくっつける必要ないけん、もう補正予算は全然文句ないんで、債務負担行為だけ私は、ちょっと納得いかんので外して補正を通したらそれでいいのかなと。そうせんと、一緒やったらこれ自体が、これに反対やったらもう全部反対せないけんけん、その辺はどうなんですか。

本当は書いてほしいんですが、まとめなり報告書に。だって、市長が今、市教育委員会の検討を見守っちゃっけん。

どう出てくるかを、やっぱり一番リスク管理としては、自分で造った方がいいですが、それは多額の予算もかかるんで、何たらこうたらと書いて、とりあえず5年間は完全委託でやりますなら、まだ分かります。そこが全然ないんで、その辺はなぜ入れなかったのかを聞いていいですか。

姉川勝之教育部長

西依委員のほうから御質問があった部分についての経費の比較っていうのは、自校プールと小学校の民間委託、この比較において若葉小の実施を始めております。

それで、小学校の水泳授業につきましては、教育部といたしましては、市民プールのいかんを問わず子供たちの熱中症対策、教員の業務負担の軽減、そういった形の中から取組を進めていきたいというふうな形で進めております。

それで、小学校8校の検証結果については、おおむね良好だということで、来年度以降正式にスタートをさせたいというふうな形で考えております。

ただ、残っている課題といたしまして、中学校の水泳授業をどうしていくのか、水泳授業の在

り方というものについては、まだ検証の結果、要は小学校の民間委託による泳力の向上がどれぐらいなのかということも勘案したところで、今後、中学校の水泳授業をどうしていくかというのを今後の5年間の中のどっかの時点で判断をした上で、そのときに施設として過不足があるのかどうなのかというのは、近隣自治体の状況、民間施設の状況等も踏まえて教育部としては考えていきたいというふうに考えておりますが、市民プールの部分についてを教育部のほうで率先して考えているという部分ではございません。

以上です。

西依義規委員

その5年間民間へ委託することによる。民間が撤退した場合の対策は何かあるんですか。

西木純子教育総務課長

5年後になりますので、5年後撤退するかどうかというところは（発言する者あり）

西依義規委員

5年間の中の、2年後とかに撤退した場合のリスクはどういうふうに管理されているのか。

西木純子教育総務課長

5年間は、各事業者と契約等をするために今回5年の債務負担行為というところへ上げさせていただいているので、5年間は請け負っていただいた業者については、そのような何かあったときの対応等も含めたところで話をさせていただくというのがベースとっております。

西依義規委員

いや、何かあったときの対応を教えてください。

例えば、その企業が倒産するかもしれないじゃないですか、ゼロじゃないでしょう。そうなった場合はどういうふうな対応をとられようと思われてるんでしょうかという質問です。

姉川勝之教育部長

当然、民間業者に委託をしていくわけですので、毎年毎年その状況等について、近隣自治体の受入れの状況も含めてですけど、意見交換とか話をさせてもらいながら、もし、そういう状況になりそうとかという話があるのであれば、その都度検討をしていかなければならないというふうに考えております。

ただこれは、例えば、全部自前でやるのであればそういった部分についての対応というのも可能かと思いますが、公設で仮に民営というふうな形になれば、同じような状況のリスクというのは常にある分になりますので、そこについては、請負の事業所についての状況については、都度都度確認をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

いや、もちろん同じぐらいのリスクかもしれんけど、その対応は全然違うやないですか、施設が丸ごと潰れるのと運営会社が潰れるのでは全然違うと思うんで、そこは同じではないということと、それをないないでいける、いや、会社って、誰にも言わんで突然潰れるやないですか。下手したら不渡り出してね。それは、もしかしたら取り越し苦労かもしれんですよ。

だけど、そういったことで議員さんたちは、この5年間をなぜオーケーしたんですかと市民から言われたときに、私は百歩譲ってどっかのプールは残しましょうよって、何かのとき用に1校だけでも。それがどこかは知らんですよ、一番新しい弥生が丘小か鳥栖北小か知らんけど、どっかを直して、そこに屋根つけてぐらいはしとって、委託でいいけん、そういうリスク管理を、例えば、中学校をちょっと水深を下げた小学校でも行けるように田代中か鳥栖中をすると。

そういう方針までセットなら全然認めますけれども、今の全くリスク管理のないまま——私、最初から言いよるやないですか。

それを丸ごとどんと出してきたんで、どうされているか、何か月かの間にリスク管理をされたのかなと思ったんで聞いている。

議論して何か変わったんですか。全く何も手つけずに、今8校を完全委託にされようとしてますけど、いかがですか。

中川原豊志委員長

休憩しましょう。

午後 4 時48分休憩



午後 5 時再開

中川原豊志委員長

再開します。

西依義規委員

すいません、長々聞いてしまっただけで、学校プールの今後は、取りあえず今のまんまで放置というか、そのままの状態でも5年間ぐらいはあるっていうふうには思っとけばいいですか。

姉川勝之教育部長

小学校の既存のプールにつきましては、一般質問の答弁でもお答えさせていただいておりますが、既存プールの在り方、在り方というか整理の仕方については今後整理をさせていただくとい

うふうに答弁をさせていただいておるところでございます。

また、近隣の市町でいきますと小郡市のほうで、今年度から完全に全ての小学校が民間委託というふうな形で進められておりますので、そういった他市の状況等も踏まえて、あと西依委員のほうから言われた御意見等も踏まえ、既存プールの整理については今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

5年間というのをなかなか変えていただけないんであれですけど、委託を結局5年、例えば、1年間5,000万円として30年委託する、そしたらかけられるじゃないか、ずっと。ずっと委託費を払っていくのと自分たちで建てる、もちろんその比較は教育委員会が駄目なら、私、誰かがしなければいけないと思うんで、ずっと委託料を払って払ってで、下手したら施設も壊れてきたけん、鳥栖市さんそれもくださいと。

うちぼろになってきたんで続けられんですもんねって、それでも考えると、いやいや、しっかりした形で建てたほうがいいんじゃないかっていう議論が後々10年後とかに出ないように、私はそういう意味でも、今、意見を申しているんで、ぜひそこは誰かが検討していただくようお願いいたします。

今後も引き続きプールが要るんだということは言っていきますんで。

以上で終わります。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後5時3分休憩



午後5時3分再開

中川原豊志委員長

再開します。

田村弘子委員

すいません、私も鳥栖市内にプール施設が増えたらいいなと思う立場なので、一言。

5年間以降も、小学生は水泳授業を楽しくしていきたいと思う気持ちはあると思いますので、

皆さんも私たちも、子供たちが継続的に水泳をしていける環境を整えていきたい、そのためにはどうしたらいいのかっていうところでの意見の食い違いはあったとしても、鳥栖市として子供たちの泳力を守るための一番いい結果が出るように、これからも皆さんと協力しながら話を進めていけたらなと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

御意見として。

ほかございますか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。



議案甲第65号工事請負契約の締結について

議案甲第66号工事請負契約の締結について

議案甲第67号工事請負契約の締結について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第65号から議案甲第67号については、一括して審査を行います。

それでは、議案甲第65号から議案甲第67号、以上3議案を一括議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

西木純子教育総務課長

議案甲第65号、第66号及び第67号工事請負契約の締結について、一括して御説明申し上げます。

基里中学校校舎大規模改造工事に伴い、建築、電気設備、機械設備に係る工事請負契約を締結するものでございます。

議案甲第65号工事請負契約の締結、基里中学校校舎大規模改造工事、建築でございます。

去る11月20日に公募型指名競争入札を行い落札されました、栗山・大島・大同共同企業体と請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

契約金額15億5,100万円で、11月21日に仮契約を締結したところでございます。

議案甲第66号、第67号工事請負契約の締結、基里中学校校舎大規模改造工事、電気設備工事、

機械設備工事につきましては、去る11月20日に指名競争入札を行い落札されました、株式会社有明電設鳥栖営業所と請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

電気設備工事につきましては、契約金額2億2,792万円、機械設備工事につきましては、契約金額2億2,968万円で、11月21日に仮契約を締結したところでございます。

工期といたしましては、いずれも鳥栖市議会の議決を得た日の翌日から令和10年9月21日までを予定しております。

基里中学校の校舎は、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積4,464平方メートルの工事を行います。

以上で、議案甲第65号、議案甲第66号及び議案甲第67号の工事請負契約の締結についての説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ただいま、3議案の説明がございました。

一括して質疑をお受けいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

成富牧男委員

単純な質問ですけど、建築工事には契約の方法が公募型指名競争入札であって、あとの2件は指名競争入札ですよ。

この公募型指名競争入札っていうのはどういうものなのか、どういう場合にやるのか、何か条件があるのか、そこんところを。

西木純子教育総務課長

今回、建築工事につきましては、JVを組んでいただきましてそこで指名競争入札をしたところでございます。

成富牧男委員

JVを組むことを公募型指名競争入札と言うわけ。

単純に聞きなれない名前が出てきたんで尋ねているだけです。

中川原豊志委員長

公募型っていうのは、どういうふうな入札のやり方ですかということです。

西木純子教育総務課長

公募型指名競争入札ということで、共同企業体をまずつくっていただき、そのグループの中で指名競争入札をしていただくというようなことを公募型指名競争入札と言います。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 5 時10分休憩



午後 5 時13分再開

中川原豊志委員長

再開します。

姉川勝之教育部長

公募型指名競争入札ということで、そもそもまず今回、建築の業務につきましては金額も大きいということもありまして、JVを組んで業務を行っていただくというふうなことを考えております。

そうする中で、通常の指名競争入札というのは、指名登録をされてある事業所の中から入札を行うということになっておりますが、このJVというのはその業務の形態によって、それぞれ組み方というのはばらばらですので、指名登録というものがされておられません。

ですので、このJVによって事業を行う場合には、まず公募によってJVを組んでいただいた業者に、例えば、出てきてもらった上で、そのJVの候補になっていただく方の資格等を審査した上で、資格要件を満たす方を集めて競争入札を実施するというふうなやり方が、公募型指名競争入札ということになっております。

以上です。

成富牧男委員

とっかかりは分かりましたので、あとは自分で、契約検査課なりに話を聞きます。分かりました。

中川原豊志委員長

ほかございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



報告（学校教育課）

鳥栖市立小中学校における夏季休業の期間延長について

中川原豊志委員長

続いて、執行部のほうから議案外の報告があるということでございますので、それをお受けしたいと思います。

暫時休憩します。

午後 5 時15分休憩



午後 5 時17分再開

中川原豊志委員長

再開します。

それでは、執行部のほうからの議案外報告がございますので、それをお受けいたします。

井手崇雄学校教育課長

議案外報告といたしまして、鳥栖市立小中学校における夏季休業の期間延長について御報告させていただきます。

現行の夏季休業日が7月21日から8月24日、これは鳥栖市の小中学校における学校管理に関する規則の中に示されております。これを次年度、令和8年度の夏季休業から、7月21日から8月31日までと、現行よりも1週間、延長をさせていただく。

これにつきましては、1、2年程度の試行期間として実施をし、規則の改正の可否判断を行いたいと考えております。

理由といたしましては、資料の中ほどにございますが、猛暑における熱中症リスクの増加への対応でございます。国のほうが通知を出しております、学校教育活動における熱中症事故の防止についてという通知の中で、この熱中症に関し、必要に応じて夏季における休業日の延長、または臨時休業日の設定、それを検討することというふうを示しております。

実際、熱中症に関しましては、スポーツ振興センター調べにおいては、一応、年間3,000件程度が報告をされています。これは、救急搬送された件数です。実際はそれ以上あります。

また、統計情報で2015年から25年、10年間経過して、気温35度以上の日数がこちら御覧のとおり増加をしております。

それで、2枚目を御覧ください。

ただ、授業時数については一定の確保はしないといけませんので、実際の授業時数について調べております。

大体ここが話題にされますが、小4から中3までに1,015時間の標準時数というものが国によって設定をされております。令和7年度の計画を見ましても、実際、その標準時数よりも多く学校は設定をしております。

この延長を行ったときに20時間程度、ここから削られることになるのではないかと思います。御覧のとおり、中3のところ、余剰時数が8時間しかございませんが、実際、中3は8月の25、26日、もう最終週にはですね、登校して、県一斉模試っていうのが設定をされておりますので、県下の中3は、この夏季休業の延長というのはなかなか恩恵といいますか、それはあまり影響を受けないような状況になるのではないかなと思っております。

これに関しましても国のほうが、もう一般質問でもありましたが、実際超過し過ぎているところについては、見直ささいというような通知も出してあります。このことから、授業時数20時間程度は減りますが、年間を通しての1,000時間以上というのは十分に対応できるのではないかなというのは、学校に聞き取りをして分かっております。

他自治体の状況ですが、東部管内においては、本市と基山町について8月31日まで延長をするということ。それから、佐賀市、上峰町が延長の検討を今しているような状況でございます。

今後ですけれども、本委員会での報告を経て、校長研修会等で学校のほうに下していき、また学校から区長会であったり、民生委員会であったり、地域の関係者等にも下ろしていきたいと思っております。

それで、現時点では1月に児童生徒及び保護者への周知を考えているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

今、学校教育関係で説明ございましたけれども、せっかくですんで何かお聞きしたいこと、御質問等ございましたらお受けいたします。

成富牧男委員

子供のことを考えればこれでいいと思いますけど、私いつか、一般質問の中でやったかな、保護者の意見が意外と夏季休業期間を長くしてっていう——尼寺議員やったかな。実際は、保護者

は短くしてもらったほうがいいと。

何かそういう声もあったやに聞きましたけど、そこら辺がちょっと、一応それなりの理由があってそう言われて、保護者の意見というのがあるんでしょうから。そこんところは、ちゃんとしておいてください。

何かそういう話じゃなかった。保護者の方からは、冗談じゃない、短くしてもらったほうがいいと。子供との対応と、ねっ、あったろう。

だから、そういうところは——理由は何ていうと。

井手崇雄学校教育課長

実際、十数名の保護者にはヒアリングをして確認をしていますが、夏季休業は、もっと短くしてもいいって言われていた保護者はおおむね女性の方が多かったです。

やはりそこは、家庭で食費がかかります、それから光熱水費がかかります、子供の世話が必要です、そういった理由がほぼ多くを占めておりました。

永江ゆき委員

同じなんですけど、結局、管轄は違うかもしれませんが、預ける場所としてのなかよし会とか学校で使える範囲を増やしていただけたらとか、そういう配慮とかは全然考えられてないですか。

姉川勝之教育部長

現状、今、なかよし会のほうを利用されてある方につきましては、利用期間が延びるということは、もう当然想定した上で対応を考えているところでございます。

ただ、今も、要は24日まで自宅で暮らしている子について新たに何かを考えているかという、それは今のところはない状況でございます。

永江ゆき委員

長くなれば親御さんの負担というのは増えていくと思うんで、お昼御飯とか一人でお留守番する時間が長く期間になるってことで——もちろん私も賛成ですよ。だけど、保護者の心配っていうか、ぎりぎりの線でやってらっしゃるんじゃないかと思うんですよ。

やっぱり子供一人を家に置いておく危険性とか、結局、居場所をどうするかっていう意味では、本当に同時に考えてもらえるとありがたいんですけど、その辺は全然あれですか。

姉川勝之教育部長

こちらの件につきましては、田村議員の一般質問でも御質問あったんですけど、子供の居場所という部分については健康福祉みらい部、要は関係部局の中で、今後検討を進めていかなければならないという認識は持っているところでございます。

以上です。

永江ゆき委員

午後 5 時30分再開

中川原豊志委員長

それでは、再開します。

oo

中川原豊志委員長

続きまして、現地視察についてお諮りいたします。

現地視察につきましては、委員会当初はございませんでしたが、委員会を通じて御希望があればお受けします。

暫時休憩します。

午後 5 時30分休憩

oo

午後 5 時35分再開

中川原豊志委員長

再開します。

18日の現地視察につきましては、スタジアム周辺の防災照明、それから社協、それからスイミングスクールの委託先でどれかというのと、U-15の練習拠点の整備ということで、その中から2つ程度に絞れたらいいかなというふうに思いますので、ちょっと書記のほうに調整をしていただいて、明日中にメール等で連絡をいただくと。

18日は、10時に現地視察、出発しますんで、それまでに御参集いただきますようお願いをしておきます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、異議なしと認め、よって、そのように決めます。

oo

中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の文教厚生委員会は、これをもちまして散会をいたします。

午後 5 時36分散会

令和7年12月18日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 田村弘子

委員 成富牧男

委員 永江ゆき

委員 山下繭美

委員 西依義規

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 吉田忠典

地域福祉課長 林康司

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 有馬健次

高齢障害福祉課長 立石光顕

こども育成課長兼こども家庭センター長 高松隆次

こども育成課保育幼稚園係長 井手義恵

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

スポーツ文化部長 古賀達也

スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 小石基博

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 西木純子

教育総務課総務係長 眞子麻里耶

学校教育課長 井手崇雄

学校給食課長兼学校給食センター所長 岡本澄久

生涯学習課長兼図書館長 久家喜男

4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

5 日程

現地視察

社会福祉会館（元町）

サガン鳥栖U-15練習場（宿町）

自由討議

議案審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第60号鳥栖市社会福祉会館条例の一部を改正する条例

議案甲第61号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

議案甲第62号鳥栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案甲第65号工事請負契約の締結について

議案甲第66号工事請負契約の締結について

議案甲第67号工事請負契約の締結について

議案甲第68号指定管理者の指定について

[総括、採決]

附帯決議

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議

[採決]

文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件

[採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

いいですか。

それでは、自由討議のテーマということでさせていただきます。

西依議員のほうから再度。

西依義規委員

フォルダの中に、自由討議資料っていう福津市の検証結果の資料をつけさせていただきました。

私が、おとといの委員会で言っていました事も含めて、私が思う検証業務と教育委員会が行うイメージが少し違ったんで、なかなか堂々巡りみたいな質疑になりまして、本当それは申し訳ないと思っております。

ただ、私が言っていたのは、この3ページ目にあります、グラフがあるんですね。5の7と5の8を見ていただきたいんですけど、従来どおりは、今、市の学校のプールを造って授業をこれまでどおり続けることで、2番目が、今、鳥栖市がやろうとしている民間プールの利用で、委託することで、3番目が、そういった拠点校を決めてそこに集中させて運用することで、4番目が、新設公共屋内利用ということで、新設の市民プールを整備してそこで運営することっていう比較検討が福津市で行われており——これ結論が出てないですよ、ただ検証結果なんで。

私は、こういう比較検証なり、課題の整理をすべきじゃないかということで、教育委員会から次は首長部局なり、全体にそういった発信の言葉がほしかったんで質問していましたが、なかなかその言葉は出なかったんで。

言いたかったのは、例えば、今、鳥栖市がやろうとしている2番の民間プール利用の場合は、5の8の下を見てもらったとおり、継続性は三角なんですけど、事業環境や財政負担は二重丸なんです。まさしく、財政負担も軽く済むし、授業環境は、今、実際市民プールされてますんで。

ただ、継続性っていうか将来性に関しては三角と。一番右の自前でつくった場合は、継続性と事業関係は二重丸なんですけど、やっぱり財政負担が三角というふうな、こういう結論になると思うんですけど、その辺を出してほしかったなという意味であのときに質問したんで、皆さん方の御意見を、どういう感じか、今回の5年間のこの水泳指導業務委託をどういう5年として位置づけるか。

例えば、次の6年後に向けての準備期間と位置づけるのか、それは全く別に、そういう答弁もいただかなかったんで、その辺で皆さんの御感想とかをいただいて、結論的にはこの附帯決議をつけたらどうかというところまで、ぜひ御意見等をいただければと思います。

よろしくお願いします。

中川原豊志委員長

今、西依議員から今回の検証結果についての西依議員なりの解釈で報告がございましたけれど

も、今回の5年間の債務負担行為に対しどうあるべきかと。

要は、今回の議案に対し、こういう附帯決議は必要かどうかというのも踏まえて、御意見があればお聞かせ願いたいと思います。

永江ゆき委員

私も水質管理に関して、市民の方からの御相談が幾つかあって、とあるプールについてお話をいただいたんですね。

ちょっと言うと内部告発みたいな感じだったんで、まず、それを確認する手だてがなかったので、一応、教育委員会のほうに聞きに行ったんですけど、やっぱりそこは、いや、民間だから大丈夫だろうみたいなことをおっしゃってたんですけど、やっぱりそこも踏まえて、管理を丸投げするっていうのはどうなのかなと思いますので、ここにある安全性の確保とか、子供たちの目の充血が半端ないとかっていう話も聞いたりとか、あと周りの方にまた再度幅広くお尋ねしたときに、四、五年前まではよかったけど最近はっていう御意見を聞くんですね。

だから、その辺を丸投げしていいものかっていうのは、やっぱり私もそうではいけないなっていうところがあるので、今回この附帯決議案っていうのは、私はいいかもしれないなと思ってます。

中川原豊志委員長

休憩します。

午前11時11分休憩



午前11時28分再開

中川原豊志委員長

再開します。

先ほど、西依議員から提案されました学校の民間委託について、附帯決議案を提出したいという旨がありましたけれども、提出することに賛成の方、挙手をお願いします。(発言する者あり)

いや、附帯決議を出すということについて……、附帯決議を提出することに、皆さん異論はないということのようですので、附帯決議の文面につきましては、改めてこの1、2、3の中の1は削除、2を1として、2行目と3行目の一部を削除、3を2に変更してこのまま提出するというので、ちょっと文面の変更をするということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、提出するというふうなことで決しましたんで、ちょっと休憩します。

午前11時29分休憩

oo

午前11時34分再開

中川原豊志委員長

じゃあ、再開します。

それでは、先ほど附帯決議を提出するというので意思の統一ができましたんで、その方向で総括、採決のほうに進みたいというふうに思います。

採決した後に、附帯決議を付しますということで、内容の説明をして、再度採決を取るという流れにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

一旦、これで自由討議を終わります。

休憩します。

午前11時35分休憩

oo

午前11時47分再開

中川原豊志委員長

それでは、再開します。

oo

総 括

中川原豊志委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通し総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

永江ゆき委員

スタジアム周辺の防災照明灯設置事業についてですけど、これが設置された暁には、ぜひこの使い方とか、いきなり災害があったときとか市民の皆様が本当に使えるような広報も一緒にしていただけたらと思っております。

それと、先ほど、社協のほうに視察に行かせていただきましたけど、食品を困窮者世帯に配布されるような保管庫がすごく小さいなという印象がありまして、あそこを使わせていただいて市民活動団体の方々が、別で食料を配布されているんですけど、やっぱりお米の保管をする場所がないってすごく困られています。

これが、社協さんのほうには百何十kgぐらいは保管できる場所があるっておっしゃってたんですけど、それぐらいじゃ全然足りないんですよ。だから、よかったら確保できるような保管庫が買えるような予算を出していただければなと思っておりますので、ぜひ検討をお願いします。

成富牧男委員

私のほうからは、予算を執行する上での人的な体制とかそういう体制面、それを担保する体制面で非常に危惧しております。

特に、特にじゃないね、全体的にそうかもしれんけど、今回の議案関連で言えば、こども誰でも通園制度関係の条例がありましたけれども、その問題もあるし、またそこは、いわゆる公立保育所の民間委託の問題も大きな課題を抱えたままだし、それを執行するための人的体制かれこれを整備する必要があると思っておりますので、ぜひ、関係部を挙げてやってほしいなと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかございますか。

[発言する者なし]

それでは、総括を終わります。

次に、当委員会より健康福祉みらい部へ資料の提出をお願いしておりました件について、タブレットのほうに資料を添付しておりますので、確認いただきまして、よろしければ執行部のほうから御説明をお願いできればと思います。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

ただいま御案内いただきました、議案甲第62号の鳥栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の説明資料ということで、お配りさせていただいております。

ちょっと長くなっていますので、要点だけお伝えさせていただきたいと思います。

1の制度の概要ということで載せております。これは、国のほうが示しているもので、対象児童であったり対象者の認定とか利用時間の考え方、給付単価、利用料等々ですね、国が示している、想定しているところで紹介しております。

2点目、鳥栖市における乳児等通園支援事業についてということで、現在、市のほうで検討しているところを載せております。

利用時間枠については、国が示す一定基準、月10時間を想定しています。子ども・子育て支援事業計画に基づく本事業の供給量は、令和11年度までに定員枠30人程度の整備を予定しております。

令和8年度の実施施設の想定ですけれども、4月時点で公立1か所で実施をいたします。また、年度途中で私立の保育所施設が希望されておりますので、整備をすることとしております。

今回の条例ですけれども、設備運営について内閣府令で定める基準、これにつきまして乳幼児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準に従い定められた市条例に基づき実施することとされておりますので、今回、条例を定める必要があります。

2ページ目ですけれども、さらに今後の条例としまして、これとは別に、2ページの一番上ですけれども、市町村の給付事業でございますので、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準というようなものを、また3月にもう1本、条例を上程する予定でございます。

3点目ですけれども、今回の条例案の考え方につきまして、国の府令の考え方を整理しております。

児童福祉法において、国の定める基準と市が定めるべき条例について以下のとおり指示をされております。市が条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとされており、その他の事項については府令の基準を参酌するものとされております。

定める基準に従うものは、事業に従事する者、それとその員数とかの事業に携わる者の規定と、あと児童の適切な処遇、安全の確保、秘密の保持、健全な発育に密接に関するもの、これは府令どおりにやりなさいというようなことで出ております。

以下、今回の府令の条文を要約して載せております。3ページ、4ページ、5ページとまたがっております。

これを見たときに、ほぼほぼ従うべき事の内容が記載されておりました、これに倣うような形で整理をしているところでございます。

最後6ページになりますけれども、一番上の(2)ですが、国基準を踏まえた今回の市の条例の考え方ですけれども、国の基準の内容は参酌できる条文も含め、いずれも鳥栖市が国と異なる基準

とする合理的な理由がないことから、市条例における必要条文を除き、府令の全ての条文をそのまま記載する方法とせず、府令の定めるところによるものとして定めることとしております。

なお、本市と同様の形で既に同様の基準を定める条例を制定している自治体は、以下のとおりでございます。

今後のスケジュールですけれども、今議会のほうで議決をしていただきまして1月に入りまして必要な事項について要綱等による整理をまた行います。公立園での実施に向けた準備、システム等々の運用の準備をいたします。

3月に入りまして、また、もう一つのほうの条例、給付についての条例案を上程するようにしております、市民向けの通知、4月に入って公立園で実施、令和8年度中に私立保育所で実施の予定ということで、今のところ進めているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

今、説明ございましたが、何か確認したいこと、御意見等ございましたらこの際ですんでお受けいたします。

成富牧男委員

質問しよったらまた長くなるけん、もう御意見をします。

こういうやつを出せるとやったら、この間の質疑の時間に委員会の中で出されんやったかなと思いました。

以上です。

中川原豊志委員長

答弁はいいですか。（「答弁はいいです」と呼ぶ者あり）という要望です。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で資料の提出についての説明を終わります。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

すいません、こども育成課から1点御報告をさせていただきます。

物価高対策子育て応援手当というものが、令和7年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策に規定されまして、0歳から高校3年生までの子供を養育する保護者に対し、子供1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給することが、12月の16日に国会で予算案が可決されて成立したところでございます。

これに伴いまして、昨日、国のほうから各市町に対して予算案の内示の通知がっております。

する部局横断的な協議の場を速やかに設け、教育、スポーツ及び健康づくりの各施策と整合性を図りながら、総合的に検討すること。

以上、決議といたします。

令和7年12月18日、文教厚生常任委員会からということ。

お諮りいたします。

この議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）に対し、お手元の附帯決議を付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）につきましては、附帯決議を付することに決しました。



議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当文教厚生常任委員会付託分について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当文教厚生常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案甲第60号鳥栖市社会福祉会館条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第60号鳥栖市社会福祉会館条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

議案甲第65号工事請負契約の締結について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第65号工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第66号工事請負契約の締結について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第66号工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第67号工事請負契約の締結について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第67号工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第68号指定管理者の指定について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第68号指定管理者の指定について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件

中川原豊志委員長

次に、文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の事件につきまして、委員会としてなお検討調査を要するため、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。

以上のとおり議長に申し出ること御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、以上のとおり申出することに決しました。



中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和7年12月定例会文教厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時8分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員会年長委員 成 富 牧 男

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 中 川 原 豊 志

